

阿波の自治



公益財団法人 徳島県市町村振興協会 編集・発行

2020
Vol.96

2

巻頭言

「この町に住み続けたい」と 実感できる町を目指して

東みよし町長 松浦敬治



5

特集1

令和2年度 地方財政計画の概要等について

市町村課課長補佐（企画財政担当） 青木秀夫 …… 5

令和2年度 地方債計画の概要について

市町村課係長（企画財政担当） 後藤田裕二 …… 8

令和2年度 税制改正（市町村税関係）について

市町村課係長（税政担当） 大磯香奈 …… 14

21

特集2

時は今、三好長慶を大河ドラマに！ ～戦国天下人三好長慶を語る～

三好長慶会代表 出水康生

26

地方自治雑感

徳島はおいしい！

四国大学文学部教授 会田実

28

市町村情報

地方創生の動き

徳島版「地方創生特区」
「新北海道再興戦略特区（新未来創造・消費者行政推進特区）」

板野町産業課主事 大磯友花 …… 28

研修生だより

十年一昔

鳴門市議会事務局主査 板東政則 …… 30

アカデミーレポート

令和元年度「スポーツと地域の活性化」を受講して

三好市教育委員会生涯学習・スポーツ振興課主事 石山 健介 …… 32

トピックス

阿南市 海洋センター次世代型艇庫整備事業 …… 34

美波町 みなみらい広場整備事業（美波町医療体制整備事業） …… 35

36

徳島県の投票率から見る選挙啓発と主権者教育について

市町村課主事（行政担当・選挙管理委員会事務局併任） 濱田 栄一郎 …… 36

マイナンバーカードの取得の推進について

市町村課主事（行政担当） 高田 尚也 …… 40

公営企業の「見える化」について

市町村課主事（企画財政担当） 梶澤 裕史 …… 44

平成30年度市町村普通会計決算等について

市町村課主事（企画財政担当） 鍛冶谷 太一 …… 48

地方創生関係交付金について

地方創生推進課主事（地方創生担当） 片山 大輔 …… 52

にし阿波エシカル未来創造大学～にし阿波のエシカル文化を未来へ、そして世界へ～の取り組みについて

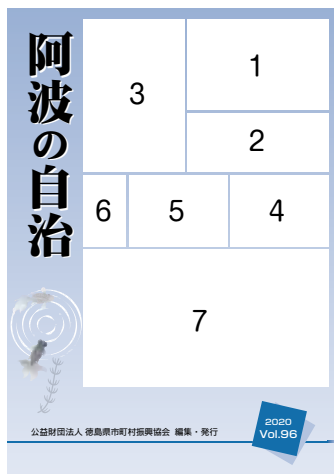
西部総合県民局地域創生部主事（にし阿波振興担当） 兼本 純治 …… 56

60

市町村振興協会コーナー

こちら編集部 …… 62

※執筆者の所属及び役職名は令和2年3月31日現在のもの掲載しています。



■表紙写真 石井町

- 1 芸子踊り
- 2 いしいドーム
- 3 町の花・藤（地福寺）
- 4 武知家・藍寝床
- 5 高川原勇獅子
- 6 ふじっこちゃん
- 7 夏祭り花火



「この町に住み続けたい」と 実感できる町を目指して

東みよし町長

松浦敬治

東みよし町は、人口約一万四〇〇〇人、四国のほぼ中央部に位置し、四国の各県都まで一時間余りといった地理的条件を有する町です。

町中心地には、国の特別天然記念物に指定されている、樹齢千年を超える「加茂の大楠」が、住宅地の真ん中に立っており、その威風堂々とした姿は町のシンボルの存在として住民に親しまれています。また、全国でも数少ない川に直接触れることのできる吉野川サーブスエリアや吉野川ハイウェイオアシスからは、四季折々の美しい自然と神秘的な奇岩、怪岩を有する美濃田の淵を眺めることができます。



国の特別天然記念物「加茂の大楠」

東みよし町での取り組み

東みよし町では、「町の活力の増進」、「子どもたちの未来を守る」、「安

心・安全のまちづくり」、「町民の声が届きやすい町に」という四つの政策を掲げ、「対話、バランス、融和、を図り、一人ひとりに寄り添った行政運営」を念頭におき、まちづくりに取り組んでいます。

町の活力の増進

にし阿波地域の傾斜地農耕システムが平成三十年三月に中国・四国地方では初となる、世界農業遺産に認定されました。世界農業遺産は、次世代へと継承すべき伝統的な「農林水産業システム」という無形の資産に対して与えられ、令和元年十一月現在では、二十一ヶ国五十八地域が認定されています。

東みよし町を含めた各団体が農業遺産のシンボルである「エグロづ

くり体験の開催や、中学生向けの現地授業・出前授業の開催、インターネットによる遠隔授業の開催など、様々な農業遺産の周知啓発活動に取り組み、町内でも傾斜地農法によって育てられた野菜が町内の喫茶店で、世界農業遺産の野菜として提供されています。また、地域外へ向けた取り組みとして、農業遺産ブランドを活用した町内農産品のブランドディング事業にも取り組んでいます。世界農業遺産の世界観を前面に打ち出した販売促進は、関西圏の百貨店や卸売市場での販売に繋がり、都市部消費者から好評をいただいているところです。今後は、これら取り組みに加え農家民泊、農業体験を推奨し観光客の誘致を進め、地域経済の活性化を図ってまいります。

本町には、木材を世界最薄水準まで加工する技術を持つ企業や、ハラルの輸出認証を受け海外輸出を手掛ける畜産会社など、特色ある事業に取り組むものづくり企業があります。また、商工会青年部会員は県内トップを誇り、少子高齢化を迎える中でも、未来を担う中小企業者が多々存在します。

それら地域産業の強みを充分に活かし、さらなる地域経済の健全な発展と町民生活の向上に寄与することを目的とした、「東みよし町中小企業振興基本条例」を制定しました。また、条例で示した理念を具体化するための方針として、「東みよし町中小企業振興ビジョン」を同時に策定しました。本ビジョンでは町として特に力を入れて進めていくべき四



傾斜地農耕の風景



コエグロ

つぎに、本町の交流拠点である吉野川ハイウェイオアシスですが、施設等の老朽化や設備の故障などによる施設や外回りの改修、近年の団体



木材の折り鶴と
ハラル輸出認証を取得した牛肉

つの重点項目を定め、全十三個にわたるきめ細やかな補助メニューを用意し、町と商工会、地域社会が丸となって地域経済が盛り上がりつついよう支援策を実施いたします。



交流の拠点である吉野川ハイウェイオアシス

旅行が敬遠される旅行ニーズの変化による観光バス受入数減少の影響もあり、残念ながら、五年連続の赤字決算となっております。早急な経営改善のため、昨年より、大幅なコスト削減、利用形態や集客方法の見直しなども含めた経営改善に取り組んでおります。今後は、交流拠点としての今までの位置づけだけでなく、産業の拠点として、サテライトオフィスとしての活用や、飲食や物産に関しても直営でなく、地域の事業所、人気のフランチャイズ店の誘致も含めたテナント化も推進していきます。また、高速利用者だけでなく、地域の方々が集える新たな拠点づくりを推進し、有事の際には災害拠点としての役割も担えるよう考えています。

子ども達の未来を守る

子育てに係る保護者の経済的な負担や在宅で育児をしている家庭の心理的な負担を軽減するための子育て支援事業として、県との共同事業による「とくしま在宅育児応援クーポン事業」や、「育児用品購入助成事業」、「すくすく家庭保育応援手当支給事業」を行っております。また、昨年十月の幼児教育・保育の無償化の開始に伴い、本来有料となる三・五歳児の保育・幼稚園施設での主食費・副食費の補助も開始しました。さらに、幼稚園での教育時間終了後に、仕事をはじめ、様々な事情がある保護者の子どもを預かる延長保育を実施し、さらなる子育て支援の充実を図ります。

今後とも、若い世代が安心して子育てができる環境を整え、それが実感できる町となるよう全力で取り組んでまいります。

近年、学校、家庭、地域の連携のもとに、学校教育の充実、生涯学習の実現、地域の教育力の向上がますます求められています。

保護者や地域住民の力を学校運営に生かす「地域とともにある学校づくり」の推進により、地域社会を挙げて教育再生に取り組み、子どもや学校等が抱える課題を地域ぐるみで

解決するために、その連携を進めるとともに、地域コミュニティの活性化を図ります。これまでの取り組みとしては、コミュニティ・スクール活動の内容や心得などを記した「学校支援隊ハンドブック」を作成し、希望者に配布するとともに、町広報誌で各校の活動状況を紹介するなど、情報発信に努めました。その効果もあり、コミュニティ・スクールに協力する学校支援隊員には、現在、約五百九十名の方が参加してくださっています。

いつの時代にも守っていかねばならないことを大切にするとともに、時代に応じた新たな施策も取り入れながら、本町の教育を進めていきます。

安心・安全の まちづくり

災害発生時、より安全な避難所の運営を可能にするため、東みよし町、公益社団法人徳島県建築士会、公益社団法人徳島県建築士会三好地域会の三者で「災害時における避難施設の被災建築物応急危険度判定の協力に関する協定」を締結しました。この協定に基づき、地震などの災害発生時に、資格を持った建築士が被災後の避難所の危険度を判定すること

により、安全な避難所の運営が可能になります。さらに、避難所となる庁舎において、太陽光発電設備と蓄電池設備を組み合わせた照明設備等に改修することにより、二酸化炭素の排出を抑制するとともに、停電時であっても必要な電気を自立的に確保できるよう避難所機能の強化を図ります。

安心・安全のまちづくりには、自分や自分の家族、そして、自分の町や隣人は自分たちで守るといった住民の防災意識も重要です。自主防災連絡会や防災講演を実施し、隣接する自主防災会同士の連携強化や防災意識、防災知識の向上に努めるほか、社会のさまざまな場で防災力を高める活動ができる十分な意識を持ち、一定の知識を習得した防災士がいざという時にリーダーとして、その力を発揮できるよう、「東みよし町防災士会」を設立しました。

また、本町は現在、庁舎を分庁方式で運営しております。しかし、分庁方式では災害発生時に、災害対策本部と現地対策本部間での情報伝達や指示に手間取り、迅速・適格な災害対応ができなくなるという懸念があります。それだけでなく、利便性や施設管理費の削減など、行政の効率化という観点からも、本庁舎を増築統合し、分庁舎には総合窓口機能

を残すことにより、住民の利便性を確保しながら庁舎統合を目指していきたいと考えています。

今後とも、治山事業や避難所機能強化などのハード事業はもとより、消防団、防災士会などの連携強化を図り、町民の皆様への命と暮らしを守るべく全力で取り組んでまいります。

町民の声が 届きやすい町に

私は、直接現場にいらっしゃる住民の皆さまだけではなく、町の行事や地域の行事に積極的に参加することで、普段対話できない皆さま方と対話し、幅広くお声を聞き、町政に反映したいと考えています。また、柔軟性に溢れる若い世代の職員が新しいことにチャレンジできるような環境づくりに取り組み、ベテランがそのチャレンジをフォローし、新しい施策が生まれる行政づくりを進めていくことで職員改革も図っていきたいと考えています。

さらに、職員に対して消防団への加入の意識啓発を積極的に行っていきます。職員が消防団員となり、地域の皆さま方との輪をつくり、住民からの声を直接聞く機会にもしたいと考えています。また、職員の窓口対応等の向上のため、接遇マニユア



職員研修の様子

これからも、住民、議会、行政とともに協働しながら、「この町に生まれ、育ってよかった。これからも住み続けたい。」と実感できるまちづくりに取り組んでまいります。

ルを作成し、外部講師を招いての接遇対応セミナーを年一回開催していきます。職員個々の能力を組織の力に変え、組織全体のスキルアップを図ります。

令和二年度 地方財政計画の概要等について

市町村課課長補佐（企画財政担当） 青木秀夫

1 はじめに

「地方財政計画」は、地方交付税法第七条の規定に基づき作成される「地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類」のことであり、同条の規定により、国会に提出するとともに、一般への公表が義務付けられています。

この計画は、人口や産業集積の度合いによる地域間格差や景気の動向による税収の年度間格差にかかわらず、地方団体がその重要な責任を果たすことができるよう、

○ 地方交付税制度と関連して、地方財源を保障する機能

○ 地方団体における当該年度の「財政運営の指針」としての機能

○ 「国家財政・国民経済等との整合性」を確保する機能を担っています。

2 令和二年度の地方財政計画

地方財政計画

令和二年度の地方財政計画は、二月四日に閣議決定され、国会に提出されるとともに、一般にも公開されています。なお、東日本大震災からの復旧・復興については、平成十八年度から、被災地が自立し、地方創生のモデルとなる復興を目指す「復興・創生期間」に移行していますが、引き続き「通常収支分」と「東日本大震災分」に区分して整理されています。

（1）通常収支分

令和二年度においては、地方が人づくり革命の実現や地方創生の推進、地域社会の維持・再生、防災・減災対策等に取り組みつつ、交付団体をはじめ地方が安定的な財政運営を行うために必要となる一般財源総額について、令和元年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することを基本として地方財政対策が講じられています。

【ポイント】

「通常収支」のポイントとしては、次の点が挙げられます。

① 一般財源総額の確保

地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額（地方税、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税及び臨時財政対策債の合計額）は、前年度を〇・七兆円上回る六三・四兆円であり、不交付団体水準超経費を除く一般財源総額についても前年度を一・一兆円上回る六一・八兆円が確保されています。

また、地方交付税総額は、七年ぶりに増額となった前年度を〇・四兆円上回る一六・六兆円が確保されています。

② 偏在是正財源を活用した歳出の計上

地方法人課税の偏在是正措置による財源を活用して、地方団体が地域社会の維持・再生に向けた幅広い施策に自主的・主体的に取り組むため、新たな歳出項目として、「地域社会再生事業費」が〇・四兆円計上されています。

③ 防災・減災対策の推進

○緊急浚渫推進事業費の創設

令和元年台風一九号による河川氾濫等の大規模な浸水被害等が相次ぐ中、被災後の復旧費用を考慮しても、維持管理のための河川等の浚渫（堆積土砂の撤去等）が重要となることから、地方団体が単独事業として緊急的に河川等の浚渫を実施できるよう、新たに「緊急浚渫推進事業費」が九〇〇億円計上されるとともに、地方財政法の改正により、緊急的な河川等の浚渫経費について地方債の発行を可能とする特例措置が講じられます。

○森林環境譲与税の増額

令和元年台風一五号において倒木による停電被害が拡大したことをはじめ、近年、森林の保水力低下等に伴う洪水氾濫、山腹崩壊、流木被害などの被害が発生しており、森林整備の促進が喫緊の課題となっていることから、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を五年間で二、三〇〇億円活用し、交付税特別会計における譲与税財源の借入れを行わないこととした上で、森林環境譲与税の譲与額を前倒しで増額することにより、森林整備の推進を図ることとしています。（令和二年度の森林環境譲与税は前年度の二〇〇億円から四〇〇億円に倍増）

○技術職員の充実等（市町村支援・中長期派遣体制の強化）

近年、多発する自然災害への対応や、公共施設の老朽化を踏まえた適正管理が求められ

る中で、小規模市町村を中心に技術職員の不足が深刻化しています。さらに、大規模災害時において、技術職員の中長期派遣を求める声が強いものの、恒常的に不足している状況です。

こうしたことから、都道府県等が技術職員を増員し、平時に技術職員不足の市町村を支

令和2年度の地方財政の姿

1 通常収支分

① 地方財政計画の規模	90兆7,397億円	(①89兆5,930億円、+1兆1,467億円、+1.3%)
② 地方一般歳出	75兆8,480億円	(①74兆1,159億円、+1兆7,321億円、+2.3%)
③ 一般財源総額	63兆4,318億円	(①62兆7,072億円、+7,246億円、+1.2%)
・水準超経費を除く 交付団体ベース	61兆7,518億円	(①60兆6,772億円、+1兆746億円、+1.8%)
④ 地方交付税の総額	16兆5,882億円	(①16兆1,809億円、+4,073億円、+2.5%)
⑤ 地方税及び地方譲与税	43兆5,452億円	(①42兆8,756億円、+6,696億円、+1.6%)
⑥ 地方特例交付金	2,007億円	(①4,340億円、▲2,333億円、▲53.8%)
⑦ 臨時財政対策債	3兆1,398億円	(①3兆2,568億円、▲1,171億円、▲3.6%)
⑧ 財源不足額	4兆5,285億円	(①4兆4,101億円、+1,183億円、+2.7%)

2 東日本大震災分

(1) 復旧・復興事業		
① 震災復興特別交付税	3,742億円	(①4,049億円、▲307億円、▲7.6%)
② 規模	8,984億円	(①1兆987億円、▲2,003億円、▲18.2%)
(2) 全国防災事業		
規模	1,092億円	(①1,058億円、+34億円、+3.2%)

援するとともに、大規模災害時の中長期派遣要員を確保する場合には、増員された職員人件費に対して地方財政措置が講じられています。

④会計年度任用職員制度の施行への対応
地方団体の臨時・非常勤職員については、平成二九年の地方公務員法等の改正により、適正な任用・勤務条件の確保を図る観点から、

一般職の「会計年度任用職員制度」が創設され、期末手当の支給を可能とするなど、制度・運用の改善が図られます。この制度が令和二年度から施行されることに伴い、地方団体が新たに期末手当を支給するなどに係る経費として、一、七三八億円が増額計上されています。

⑤次世代型行政サービスの推進

SmartCityの実現に向けて、その基盤となるインフラである光ファイバ等の全国的な整備及び高度化を推進するための地方財政措置が拡充されるとともに、条件不利地域にお

歳入歳出の概要

通常収支分		(単位:兆円、%)			
区 分		2年度 A	元年度 B	増減額 C=A-B	増減率 C/B
歳 入	地方譲与税	40.9	40.2	0.8	1.9
	地方特例交付金	2.6	2.7	▲ 0.1	▲ 3.8
	地方交付税金	0.2	0.4	▲ 0.2	▲ 53.8
	国庫支出金	16.6	16.2	0.4	2.5
	地方債	15.2	14.7	0.5	3.4
	臨時財政対策債	9.3	9.4	▲ 0.1	▲ 1.6
	臨時財政対策債以外	3.1	3.3	▲ 0.1	▲ 3.6
	使用料及び手数料	6.1	6.2	▲ 0.0	▲ 0.5
	雑収入	1.6	1.6	▲ 0.0	▲ 2.0
	その他	4.4	4.4	▲ 0.0	▲ 0.3
		▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	4.7
	計	90.7	89.6	1.1	1.3
	一般財源 (水準超経費を除く交付団体ベース)	63.4	62.7	0.7	1.2
	61.8	60.7	1.1	1.8	
歳 出	給与関係経費	20.3	20.3	▲ 0.0	▲ 0.2
	一般行政経費	40.4	38.4	2.0	5.1
	うち補助	22.7	21.5	1.2	5.7
	うち単独	14.8	14.5	0.3	2.1
	うちまち・ひと・しごと創生事業費	1.0	1.0	0.0	0.0
	うち地域社会再生事業費	0.4	-	0.4	皆増
	公債費	11.7	11.9	▲ 0.2	▲ 1.8
	維持補修費	1.4	1.3	0.1	7.2
	うち緊急浚渫推進事業費	0.1	-	0.1	皆増
	投資的経費	12.8	13.0	▲ 0.3	▲ 2.0
	直轄・補助	6.6	6.9	▲ 0.3	▲ 3.8
	単独	6.1	6.1	0.0	0.1
	うち緊急防災・減災事業費	0.5	0.5	0.0	0.0
	うち公共施設等適正管理推進事業費	0.5	0.5	0.0	0.0
	うち緊急自然災害防止対策事業費	0.3	0.3	0.0	0.0
	公営企業繰出金	2.5	2.5	▲ 0.0	▲ 1.8
	水準超経費	1.7	2.0	▲ 0.4	▲ 17.2
計	90.7	89.6	1.1	1.3	

※ 表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない場合がある。

いて地域課題の解決等を図るため、5G等の先端的な情報通信技術の導入に要する経費に對して地方財政措置が講じられています。

⑥臨時財政対策債の抑制
前年度に引き続き、折半対象財源不足が生じなかったものの、地方の財源不足は〇・一兆円増え、四・五兆円になる一方、臨時財政対策債の発行額は前年度から〇・一兆円減額となり三・二兆円に抑制され、令和二年度末の残高は、五三・三兆円と前年度末から〇・五兆円の縮小となる見込みであり、地方財政

の健全化が一部図られることとなっています。しかしながら、財源不足は依然として巨額にあり、過去に発行した臨時財政対策債の元利償還金に充てるための臨時財政対策債の発行が続いている状況に変わりはありません。

(2) 東日本大震災分

復旧・復興事業等の財源として、通常収支とは別枠で整理された「震災復興特別交付税」が〇・四兆円確保されています。

3 おわりに

今回の地方財政計画においては、地方一般財源総額が前年度を上回る規模で確保され、さらに、地方交付税の増額と臨時財政対策債の抑制による地方財政健全化の前進も見られたものとなりました。

また、地方創生の推進に向けた新たな歳出枠が設けられるとともに、近年、頻発化・激甚化する自然災害への対策として地財措置が講じられており、自治体を取り組むべき重要課題に對応するための財政基盤の強化・充実が図られた内容となっています。

さらに、Society5.0時代への対応についても、その基盤となるインフラ整備に起債事業が拡充されるなど、先端的な情報通信技術の活用による課題解決への取組みも盛り込まれています。

市町村におかれましては、各地域が抱える行政課題に的確に対応するため、こうした財政制度を有効に活用するとともに、引き続き、国の動向を注視しながら、それぞれの自治体の将来を見据えた、戦略的かつ健全な財政運営を行っていく必要があります。

市町村課におきましても、県内市町村との連携をより一層密にしながら、徳島発の政策提言はもとより、全国知事会などを通じて、地方交付税制度の充実・強化、必要な歳出総額や一般財源総額の確保に向けた取組みを推進して参りたいと考えています。

令和二年度 地方債計画の概要について

市町村課係長（企画財政担当） 後藤田 裕 二

令和二年度地方債計画は、令和元年十二月二十日に取りまとめられました。

毎年度の地方債計画は、地方財政法第五条の第三十項の規定に基づき、同意等を行う地方債の予定額の総額その他政令で定める事項に関する書類として作成、公表されるものであり、地方交付税制度とともに地方財源を保障する役割を担っています。

I 地方債計画の策定方針

令和二年度地方債計画は、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方財源の不足に対処するための措置を講じ、また、地方公共団体が防災・減災・国土強靱化のための緊急対策、公共施設等の適正管理及び地域の活性化への取組み等を着実に推進できるよう、所要の地方債資金の確保を図るとともに、東日本大震災に関連する事業を円滑に推進できるよう、所要額についてその全額を公的資金で確保を図ることとして、通常収支分、東日本大震災分のそれぞれについて策定されており、この両者を合計した地方債の総額は、一一兆七、三六〇億円となり、前年度に比べて二、七二五億円、二・三％の減となっ

ています。

II 地方債計画の主な特色

1 通常収支分

(1) 概況

令和二年度地方債計画の通常収支分については、地方財政の見通しに基づき、さらに公営企業会計等分については、地方公共団体の所要額等を勘案し決定されています。

総計では、普通会計分が九兆二、七八三億円、公営企業会計等分が二兆四、五五三億円で、合わせて一一兆七、三三六億円が計上されており、前年度に比べて二、七二一億円、二・三％の減となっています。（表1）

(2) 主な特色

① 防災・減災・国土強靱化のための緊急対策の推進

地方公共団体が、「防災・減災・国土強靱化のための三力年緊急対策」に基づく事業と連携しつつ、緊急に自然災害を防止するための社会基盤の整備に取り組んでいくよう、緊急自然災害防止対策事業の対象

が拡充され、前年度同額の三、〇〇〇億円が計上されています。

また、地方公共団体が、緊急的に河川等の浚渫を実施できるよう、緊急浚渫推進事業が創設され、九〇〇億円が計上されています。

各市町村におかれては、これらの措置を活用し、防災・減災・国土強靱化のための取組みの推進を図っていただけますようお願いいたします。

② 緊急防災・減災事業の推進

地方公共団体が、防災・減災対策に取り組んでいけるよう、緊急防災・減災対策事業の対象が拡充され、前年度同額の五、〇〇〇億円が計上されています。

③ 公共施設等の適正管理の推進

地方公共団体が、公共施設等の適正管理に積極的に取り組んでいけるよう、公共施設等適正管理推進事業において、長寿命化に係る事業等の対象が拡充され、前年度同額の四、三二〇億円が計上されています。

各市町村におかれては、これらの措置を活用し、公共施設等の適正管理について、公共施設等総合管理計画等に基づく取組み

表1

令和2年度地方債計画 (通常収支分)

(単位：億円、%)

項目	令和2年度 計画額 (A)	令和元年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)×100
一 一般会計債				
1 公共事業等	16,195	16,627	△ 432	△ 2.6
2 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業	4,778	6,084	△ 1,306	△ 21.5
3 公営住宅建設事業	1,110	1,140	△ 30	△ 2.6
4 災害復旧事業	1,148	955	193	20.2
5 教育・福祉施設等整備事業	3,327	3,402	△ 75	△ 2.2
(1) 学校教育施設等	1,223	1,256	△ 33	△ 2.6
(2) 社会福祉施設	373	383	△ 10	△ 2.6
(3) 一般廃棄物処理	639	656	△ 17	△ 2.6
(4) 一般補助施設等	552	567	△ 15	△ 2.6
(5) 施設(一般財源化分)	540	540	0	0.0
6 一般単独事業	26,807	25,415	1,392	5.5
(1) 一般	2,605	2,113	492	23.3
(2) 地域活性化	690	690	0	0.0
(3) 防災対策	871	871	0	0.0
(4) 地方道路等	3,221	3,221	0	0.0
(5) 旧合併特例	6,200	6,200	0	0.0
(6) 緊急防災・減災	5,000	5,000	0	0.0
(7) 公共施設等適正管理	4,320	4,320	0	0.0
(8) 緊急自然災害防止対策	3,000	3,000	0	0.0
(9) 緊急浚渫推進	900	—	900	皆増
7 辺地及び過疎対策事業	5,210	5,210	0	0.0
(1) 辺地対策	510	510	0	0.0
(2) 過疎対策	4,700	4,700	0	0.0
8 公共用地先行取得等事業	345	345	0	0.0
9 行政改革推進	700	700	0	0.0
10 調整	100	100	0	0.0
計	59,720	59,978	△ 258	△ 0.4
二 公営企業債				
1 水道事業	5,570	5,946	△ 376	△ 6.3
2 工業用水道事業	338	307	31	10.1
3 交通事業	1,562	1,420	142	10.0
4 電気事業・ガス事業	260	262	△ 2	△ 0.8
5 港湾整備事業	555	569	△ 14	△ 2.5
6 病院事業・介護サービス事業	3,599	4,005	△ 406	△ 10.1
7 市場事業・と畜場事業	343	362	△ 19	△ 5.2
8 地域開発事業	708	912	△ 204	△ 22.4
9 下水道事業	12,383	12,773	△ 390	△ 3.1
10 観光その他事業	100	154	△ 54	△ 35.1
計	25,418	26,710	△ 1,292	△ 4.8
合計	85,138	86,688	△ 1,550	△ 1.8

項 目		令和2年度 計画額 (A)	令和元年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)×100
三 臨時財政対策債		31,398	32,568	△ 1,171	△ 3.6
四 退職手当債		800	800	0	0.0
五 国の予算等貸付金債		(247)	(281)	(△ 34)	(△ 12.1)
総 計		(247)	(281)	(△ 34)	(△ 12.1)
		117,336	120,056	△ 2,721	△ 2.3
内 訳	普通会計分	92,783	94,282	△ 1,500	△ 1.6
	公営企業会計等分	24,553	25,774	△ 1,221	△ 4.7
資金区分					
公 的 資 金		47,547	47,892	△ 345	△ 0.7
財政融資資金		29,326	29,507	△ 181	△ 0.6
地方公共団体金融機構資金		18,221	18,385	△ 164	△ 0.9
(国の予算等貸付金)		(247)	(281)	(△ 34)	(△ 12.1)
民間等資金		69,789	72,164	△ 2,376	△ 3.3
市場公募		38,500	39,400	△ 900	△ 2.3
銀行等引受		31,289	32,764	△ 1,475	△ 4.5

その他同意等の見込まれる項目

- 1 資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債
- 2 地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補填債
- 3 財政再生団体が発行する再生振替特例債

(備考)

国の予算等貸付金債の()書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

の推進を図っていただけますようお願いいたします。

④ ICTインフラ整備の推進

Society5.0の実現に向けて、その基盤となるインフラである光ファイバ等の整備が全国的に推進されるよう、地域活性化事業の対象が拡充されるとともに、過疎対策事業に特別分が創設されています。

⑤ 臨時財政対策債の発行

地方財源の不足に対処するため、地方財政法第五条の特例として、前年度に比べて一、一七一億円、三・六%減の三兆一、三九八億円が計上されています。

2 東日本大震災分

令和二年度地方債計画の東日本大震災分については、復旧・復興事業として、総計で二四億円が計上されており、前年度に比べて四億円、一四・三%の減となっています。(表2)

Ⅲ 地方債資金の確保

令和二年度地方債計画の資金の構成は、表1、表2のとおりとなっています。

通常収支分の公的資金(財政融資資金、地方公共団体金融機構資金)については、前年度と同程度の割合が確保され、所要額として、四兆七、五四七億円(前年度比三四五億円、〇・七%減、構成比四〇・五%)が確保されています。また、東日本大震災分については、関連する

表2

令和2年度地方債計画 (東日本大震災分)

復旧・復興事業

(単位：億円、%)

項 目		令和2年度 計画額 (A)	令和元年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)×100
一	一般会計債				
	公営住宅建設事業	14	9	5	55.6
	災害復旧事業	7	10	△ 3	△ 30.0
	一般単独事業	1	3	△ 2	△ 66.7
	公営企業債				
	水道事業	1	—	1	皆増
	下水道事業	1	6	△ 5	△ 83.3
	国の予算等貸付金債	(2)	(5)	(△ 3)	(△ 60.0)
	総 計	24	28	△ 4	△ 14.3
内訳	普通会計分	15	12	3	25.0
	公営企業会計等分	9	16	△ 7	△ 43.8
資金区分	公的資金				
	財政融資資金	20	20	0	0.0
	地方公共団体金融機構資金	4	8	△ 4	△ 50.0
	(国の予算等貸付金)	(2)	(5)	(△ 3)	(△ 60.0)

その他同意等の見込まれる項目

- 1 東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債
- 2 上記以外の東日本大震災復興特別会計予算に係る復興交付金等を受けて事業を実施する場合に発行する公営企業債
- 3 上記以外の公営企業の事業区分において発行する震災減収対策企業債
- 4 旧公営企業金融公庫資金又は地方公共団体金融機構資金の使用によって取得した財産が、東日本大震災により焼失又は滅失した場合において繰上償還の財源として発行する被災施設借換債

(備考)

国の予算等貸付金債の () 書は、国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

IV おわりに

事業が円滑に推進できるよう、所要額の全額が公的資金で確保されています。
一方、民間等資金については、その円滑な調達を図るため、市場公募地方債の発行を引き続き推進することとされています。

各市町村におかれては、中長期的な視点に立った計画的な財政運営に資するため、地方債の発行に当たっては、当該年度の地方債計画の内容に十分ご留意ください。また、将来にわたる地方債の発行計画や償還計画等により、総合的な地方債の管理に努めつつ、地方債を効果的に活用することにより、地方創生に関する取組みや、防災・減災対策等の着実な推進をお願いします。

なお、令和2年度の各事業債の詳細な取扱いは、具体的な起債事務については、総務省が告示する地方債同意等基準や、総務副大臣が通知する地方債同意等基準運用要綱等を踏まえ、適切な事務処理をお願いします。

(参考)

令和2年度地方債計画
(通常収支分と東日本大震災分の合計)

(単位：億円、%)

項 目	令和2年度 計画額 (A)	令和元年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)×100
一 一般会計債				
1 公共事業等	16,195	16,627	△ 432	△ 2.6
2 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業	4,778	6,084	△ 1,306	△ 21.5
3 公営住宅建設事業	1,124	1,149	△ 25	△ 2.2
4 災害復旧事業	1,155	965	190	19.7
5 教育・福祉施設等整備事業	3,327	3,402	△ 75	△ 2.2
(1) 学校教育施設等	1,223	1,256	△ 33	△ 2.6
(2) 社会福祉施設	373	383	△ 10	△ 2.6
(3) 一般廃棄物処理	639	656	△ 17	△ 2.6
(4) 一般補助施設等	552	567	△ 15	△ 2.6
(5) 施設(一般財源化分)	540	540	0	0.0
6 一般単独事業	26,808	25,418	1,390	5.5
(1) 一般	2,606	2,116	490	23.2
(2) 地域活性化	690	690	0	0.0
(3) 防災対策	871	871	0	0.0
(4) 地方道路等	3,221	3,221	0	0.0
(5) 旧合併特例	6,200	6,200	0	0.0
(6) 緊急防災・減災	5,000	5,000	0	0.0
(7) 公共施設等適正管理	4,320	4,320	0	0.0
(8) 緊急自然災害防止対策	3,000	3,000	0	0.0
(9) 緊急浚渫推進	900	—	900	皆増
7 辺地及び過疎対策事業	5,210	5,210	0	0.0
(1) 辺地対策	510	510	0	0.0
(2) 過疎対策	4,700	4,700	0	0.0
8 公共用地先行取得等事業	345	345	0	0.0
9 行政改革推進	700	700	0	0.0
10 調整	100	100	0	0.0
計	59,742	60,000	△ 258	△ 0.4
二 公営企業債				
1 水道事業	5,571	5,946	△ 375	△ 6.3
2 工業用水道事業	338	307	31	10.1
3 交通事業	1,562	1,420	142	10.0
4 電気事業・ガス事業	260	262	△ 2	△ 0.8
5 港湾整備事業	555	569	△ 14	△ 2.5
6 病院事業・介護サービス事業	3,599	4,005	△ 406	△ 10.1
7 市場事業・と畜場事業	343	362	△ 19	△ 5.2
8 地域開発事業	708	912	△ 204	△ 22.4
9 下水道事業	12,384	12,779	△ 395	△ 3.1
10 観光その他事業	100	154	△ 54	△ 35.1
計	25,420	26,716	△ 1,296	△ 4.9
合計	85,162	86,716	△ 1,554	△ 1.8

項 目		令和2年度 計画額 (A)	令和元年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)×100
三 臨 時 財 政 対 策 債		31,398	32,568	△ 1,171	△ 3.6
四 退 職 手 当 債		800	800	0	0.0
五 国 の 予 算 等 貸 付 金 債		(249)	(286)	(△ 37)	(△ 12.9)
総 計		(249)	(286)	(△ 37)	(△ 12.9)
		117,360	120,084	△ 2,725	△ 2.3
内 訳	普 通 会 計 分	92,798	94,294	△ 1,497	△ 1.6
	公 営 企 業 会 計 等 分	24,562	25,790	△ 1,228	△ 4.8
資 金 区 分					
公 的 資 金		47,571	47,920	△ 349	△ 0.7
財 政 融 資 資 金		29,346	29,527	△ 181	△ 0.6
地方公共団体金融機構資金		18,225	18,393	△ 168	△ 0.9
(国 の 予 算 等 貸 付 金)		(249)	(286)	(△ 37)	(△ 12.9)
民 間 等 資 金		69,789	72,164	△ 2,376	△ 3.3
市 場 公 募		38,500	39,400	△ 900	△ 2.3
銀 行 等 引 受		31,289	32,764	△ 1,475	△ 4.5

その他同意等の見込まれる項目

- 1 資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債
- 2 地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補填債
- 3 財政再生団体が発行する再生振替特例債
- 4 旧公営企業金融公庫資金又は地方公共団体金融機構資金の使用によって取得した財産が、東日本大震災により焼失又は滅失した場合において繰上償還の財源として発行する被災施設借換債

(備考)

国の予算等貸付金債の()書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

令和2年度 税制改正（市町村税関係）について

市町村課係長（税政担当） 大磯 香奈

はじめに

令和2年度の税制改正大綱では、人口減少と少子高齢化が一層進む中、豊かな日本を次世代に引き継ぐため、社会保障をはじめとした諸制度を人生百年時代にふさわしいものへ変換するとともに、各地方公共団体が安定的に地域のコミュニティを支える行政サービスを提供するため、地方税の充実確保を図りつつ、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税法体系の構築を進めるとされています。

全国的に増加している所有者不明土地に係る課題への対応や、未婚のひとり親について寡婦（寡夫）控除を適用するなど多様な改正がされており、以下、市町村税に関する主な改正点を説明いたします。

1 個人住民税関係

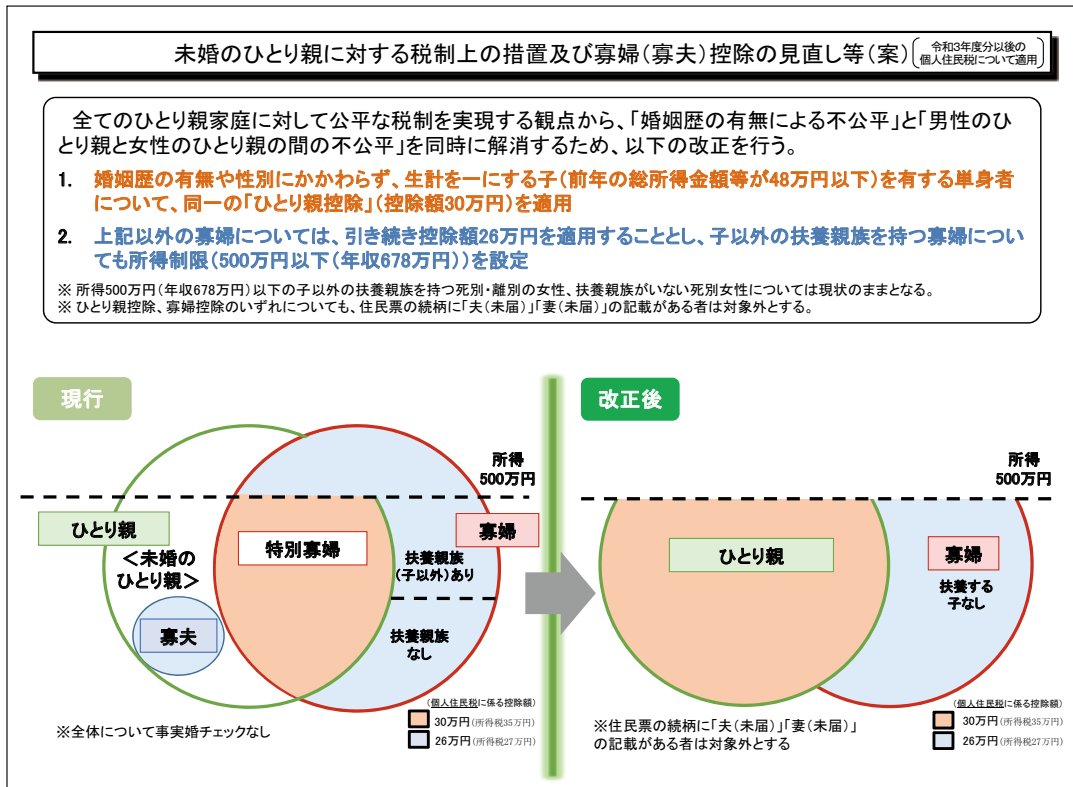
1 未婚のひとり親に対する税制上の措置の適用及び寡婦（寡夫）控除の見直し等
 全てのひとり親家庭の子どもに対して公平

な税制を実現する観点から、「婚姻歴の有無による不公平」と「男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平」を同時に解消するため、次のとおり改正されることとなり、令和3年度分以後の個人住民税から適用されます。（表1）

（1）未婚のひとり親に対する所得控除の適用及び寡婦（寡夫）控除の見直し
 ア 婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子（前年の総所得金額等が四八万円以下）を有する単身者について、同一の「ひとり親控除」（控除額三〇万円）を適用する。

イ ア以外の寡婦について は、引き続き控除額二六万円を適用することとし、

表 1



子以外の扶養親族を持つ寡婦についても所得制限（前年の合計所得金額五〇〇万円以下（年収六七八万円）を設定する。

(2) 個人住民税の人的非課税措置の見直し

右記アに伴い、現行（令和元年度改正後）の寡婦、寡夫、単身児童扶養者（児童扶養手当を受給している十八歳以下の児童の父又は母）に対する個人住民税の人的非課税措置を見直し、ひとり親及び寡婦を対象にする。

(3) 住民票における世帯主と続柄の確認

ひとり親及び寡婦は、次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

ア その者が住民票に世帯主と記載されている者である場合には、その者と同一の世帯に属する者に係る住民票に世帯主との続柄として未届の妻又は未届の夫その他これらと同一の内容である旨の記載がされた者がいないこと。

イ その者が住民票に世帯主と記載されている者でない場合には、その者の住民票に世帯主との続柄として未届の妻又は未届の夫その他これらと同一の内容である旨の記載がされていないこと。

(注) 市町村においては、前年十二月三十

一日時点における住民票の続柄の確認を行うとともに、その結果、申告者のひとり親控除又は寡婦控除の適用を対象とした場合、それに関する情報を国税庁（税務署）にも共有する。

2 日本国外に居住する親族に係る扶養控除の適用の見直し

日本国外に居住する親族に係る扶養控除の適用の見直しは次のとおりで、令和六年度分以後の個人住民税から適用されます。

(1) 非居住者である親族に係る扶養控除の対象となる親族から、年齢三十歳以上七十歳未満の者であつて次のいずれにも該当しない者を除外する。

ア 留学により非居住者となった者

イ 障害者

ウ その所得割の納税義務者から前年において生活費又は教育費に充てるための支払を三八万円以上受けている者

(2) 年齢三十歳以上七十歳未満の非居住者であつて右記(1)ア又はウに該当する者に係る扶養控除の適用を受けようとする所得割の納税義務者は、所得税において右記(1)ア又はウに該当する者であることを明らかにする書類の提出等が義務付けられることとあわせて、個人住民税の申告の際に、右記(1)ア又はウに該当する者であることを明らかにする書類を添付し、又は提示しなければならないこととする。

II 固定資産課税関係

1 所有者不明土地等に係る課税上の課題への対応

所有者不明土地等が全国的に増加していることにより、登記上の所有者が死亡している場合に「現に所有している者」（通常は相続人の調査・特定に多大な時間と労力を要していることや、固定資産を使用収益している者がいるにもかかわらず、所有者が正常に登記されていない等の理由により、課税庁が調査を尽くしてもなお所有者が一人も明らかとならない場合に固定資産税を課することができないことといった課題が生じています。こうした課題に対応するため、所有者情報の円滑な把握や課税の公平性の確保の観点から、次のとおり改正されます。

(1) 現に所有している者の申告の制度化（表2）

ア 市町村長は、その市町村内の土地又は家屋について、登記簿等に所有者として登記等がされている個人が死亡している場合、当該土地又は家屋を所有している者（以下「現所有者」という。）に、当該市町村の条例で定めるところにより、当該現所有者の氏名、住所その他固定資産税の賦課徴収に必要な事項を申告させることができる。

イ 右記の申告について、固定資産税における他の申告制度と同様の罰則を設ける。

ウ 右記の改正は、令和二年四月一日以後の条例の施行の日以後に現所有者であることを知った者について適用されます。

(2) 使用者を所有者とみなす制度の拡大（表3）
ア 市町村は、一定の調査を尽くしてもなお

表2

現に所有している者の申告の制度化(案)

現状

- 課税庁は、「現に所有している者」(通常は相続人)の把握のため、法定相続人全員の戸籍の請求など、調査事務に多大な時間と労力。
- 納税義務者特定の迅速化・適正化のため、独自に、死亡届の提出者等に対し「現に所有している者」の申告を求めている団体も多い。 → **実効性を高めるため、申告の制度化の要望**

案

- 登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間において、現に所有している者(相続人等)に対し、市町村の条例で定めるところにより、氏名・住所等必要な事項を申告させることができることとする。

(※) 申告期限は、現所有者が現所有者であることを知った日の翌日から三月を経過した日以後の日で条例で定めることとする予定。

(相続登記がされている場合)

(相続登記がされていない場合)

【現状】
申告義務なし
(課税庁独自の
取り組み)

【案】
条例により申告
させる(※)ことが
できることとする

大きな事務負担

相続人の調査(イメージ)

(調査内容)

- 登記名義人及び全ての法定相続人(子、孫など)の本籍地から戸籍を請求し、相続人を調査
- 特定した全ての相続人について、家庭裁判所に相続放棄の有無を確認

(注1) 固定資産税における他の申告制度と同様の罰則を設ける。
(注2) 令和2年4月1日以後の条例の施行の日以後に現に所有している者であることを知った者について適用する。

表3

使用者を所有者とみなす制度の拡大(案)

現状

- 固定資産を使用している者がいるにもかかわらず、所有者が正常に登記されていない等によって、調査を尽くしても所有者が一人も特定できないケースが存在。また、使用者からも調査に協力を得られない等、所有者特定に支障。
- 現行法では、震災等の事由によって所有者が不明の場合に使用者を所有者とみなして課税できる規定があるが、適用は災害の場合に限定。
- こうしたケースについては、現行法上は誰にも課税できず、課税の公平性の観点から問題。

(参考) 現行法における使用者を所有者とみなして課税できる規定

地方税法(抄)
第343条
4 市町村は、固定資産の所有者の所在が震災、風水害、火災その他の事由によって不明である場合においては、その使用者を所有者とみなして、これを固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。

案

- 市町村は、調査(※)を尽くしてもなお固定資産の所有者が一人も明らかとならない場合には、使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を課することができることとする。
- 使用者を所有者とみなして固定資産課税台帳に登録する場合には、その旨を事前に使用者に通知するものとする。

(※) 「調査」とは、住民基本台帳、戸籍簿等の公簿上の調査、使用者と思われる者やその他の関係者への質問等。

所有者(納税義務者)の調査

課税台帳に登録

賦課決定
(納税通知書の交付)

納付

使用者への聞き取り調査
(使用の経緯、実態、真の所有者に係る情報等)

課税台帳に登録する前に
使用者に事前通知

不服があれば、行政
不服審査法に基づく
審査請求が可能

(注) 令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

III 法人課税関係

1 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の拡充等

固定資産の所有者が一人も明らかとならない場合には、その使用者を所有者とみなして固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。

イ アにより使用者を所有者とみなして固定資産課税台帳に登録しようとする場合には、その旨を当該使用者に通知する。

ウ アの「一定の調査」とは、住民基本台帳及び戸籍簿等の調査並びに使用者と思料される者その他の関係者への質問その他の所有者の特定のために必要な調査とし、その旨、政令において定められる。

エ 右記の改正は、令和三年度分以後の固定資産税について適用されます。

認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人住民税法人税割額及び法人事業税額の特別控除制度について、次の措置を講じた上、その適用期限が五年延長されます。

2 固定資産税等の特例措置

- (1) ローカル5G無線局に係る免許を受けた者が、特定高度情報通信技術活用システム導入計画に基づき新たに取得した一定の償却資産に係る課税標準の特例措置の創設
- (2) 農業協同組合等が、認定就農者の利用に供するために取得した一定の償却資産に係る課税標準の特例措置の創設
- (3) 新築住宅に係る税額の減額措置が二年延長など

IV その他

1 地方のたばこ税

- (1) 軽量な葉巻たばこの課税方式の見直し（表4）
 - ア 軽量な葉巻たばこ（一本当たりの重量が1g未満の葉巻たばこをいう。）の課税標準について、葉巻たばこ一本を紙巻たばこ一本に換算する方法へ改正されます。

イ 右記の改正は、令和二十年十月一日から実施されますが、激変緩和等の観点から、同日から令和三年十月一日までに二段階で実施することとされています。なお、令和二十年十月一日から令和三年九月三十日までの間について、右記の改正の対象を一本当たりの重量が0.7g未満の葉巻たばこに限ることとし、その場合の換算方法を葉巻たばこ一本を紙巻たばこ0.7本に換算する方法とされます。

- (2) 輸出免税等の適用に当たって必要となる課税免除事由に該当することを証するに足る書類の都道府県知事及び市町村長への提出について、当該書類の提出を不要とする等、輸出免税制度等に係る手続の簡素化が図られます。

2 森林環境譲与税の見直し

災害防止・国土保全機能強化等の観点から、森林整備を一層促進するため、地方公共団体

表4

軽量の葉巻たばこの課税方式の見直し(案)

○ 道府県たばこ税及び市町村たばこ税について、葉巻たばこに係る課税方式を下記のとおり見直す。

1. 課税方式の見直し

地方税法において、重量比例課税が適用されている1本当たり1グラム未満の軽量の葉巻たばこについて、最低税率を設定する(本数課税方式への見直し)。

区分	課税方式	現行	見直し案
紙巻たばこ		本数課税	本数課税
葉巻たばこ	1グラム未満	重量比例課税	本数課税
	1グラム以上		重量比例課税

2. 段階的見直し－実施時期・経過措置－

令和2年10月から実施する。ただし、令和3年9月までの1年間について一定の経過措置を講じ、最低税率を段階的に引上げる。

※ 経過措置期間中は、「0.7グラム未満の葉巻たばこ」を「0.7本の紙巻たばこ」とみなして課税することにより、税負担の増加を緩和。

表5

森林環境譲与税の増額(案)

○ 令和元年台風15号において倒木による停電被害が拡大したことをはじめ、近年、森林の保水力が低下したことなどにより洪水氾濫、山腹崩壊、流木被害などの甚大な被害が発生しており、森林整備の促進が喫緊の課題

○ このため、地方公共団体金融機構の金利変動準備金を2,300億円活用し、交付税特別会計における譲与税財源の借入れを行わないこととした上で、森林環境譲与税の譲与額を前倒しで増額することにより、森林整備などを一層推進

【現行】

全国防災のための個人住民税均等割引上げ(年額1,000円)

森林環境税課税(年額:1,000円)

税収の一部をもって償還

譲与税特別会計における借入金で対応

初年度約300億円

R1: 200, R2: 200, R3: 200, R4: 300, R5: 300, R6: 300, R7: 400, R8: 400, R9: 400, R10: 400, R11: 500, R12: 500, R13: 500, R14: 500, R15: 600, R16: 600...

平年度約600億円

【森林整備の推進】

倒木により電線断線

間伐により倒木を防止

林業を志す人への研修

【変更後】

機構準備金活用により償還

譲与税特別会計における借入金

2年度目に当初予定から倍増

R1: 200, R2: 400, R3: 400, R4: 500, R5: 500, R6: 300, R7: 600, R8: 600, R9: 600, R10: 600, R11: 600, R12: 600, R13: 600, R14: 600, R15: 600, R16: 600...

地方公共団体金融機構の金利変動準備金の活用 2,300億円

6年度目から全額譲与

15年度目から全額譲与

金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用し、交付税特別会計における譲与税財源の借入れを行わないこととした上で、森林環境譲与税の譲与額を前倒しで増額することとされました。（表5）

（1）令和2年度から令和六年度までの各年度における森林環境譲与税については、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用することとし、各年度の譲与額は次のとおりです。

年度	譲与額
令和2年度及び令和3年度	四〇〇億円
令和4年度及び令和5年度	五〇〇億円
令和六年度	森林環境税の収入額に相当する額に三〇〇億円を加算した額

（2）森林環境譲与税の市町村及び都道府県への譲与割合は、次のとおりです。

年度	市町村	都道府県
令和2年度及び令和3年度	20分の17	20分の3
令和4年度及び令和5年度	25分の22	25分の3
令和六年度以降	10分の9	10分の1

（3）令和元年度の森林環境譲与税の譲与に充てた借入金償還金及び利子の支払に要する費用について、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金が活用されます。

3 納税環境整備

（1）還付加算金等の割合の引下げ（表6）

ア 還付加算金の割合は、各年の還付加算金特例基準割合が年七・三%未満の場合には、その年中においては、その還付加算金特例基準割合とする。

（注）右記の「還付加算金特例基準割合」とは、平均貸付割合（財務大臣が告示）に年〇・五%（現行：年一%）の割合を加算した割合をいう。

イ 納税の猶予等の適用を受けた場合（延滞金の全額が免除される場合を除く。）の延滞金の割合は、納税の猶予等をした期間の猶予特例基準割合が年七・三%未満の場合には、その期間においては、その猶予特例基準割合とする。

（注）右記の「猶予特例基準割合」とは、平均貸付割合に年〇・五%（現行：年一%）の割合を加算した割合をいう。

ウ 法人住民税及び法人事業税の納期限の延長の適用を受けた場合の延滞金の割合は、各年の平均貸付割合に年〇・五%（現行：年一%）の割合を加算した割合が年七・三%未満の場合には、その年中においては、当該加算した割合とする。

エ イ及びウ以外の延滞金の割合については、従前どおりの割合とする。

オ 今回の改正の対象となる還付加算金及び延滞金の割合について、〇%となること

ないよう、各割合が年〇・一%未満であるときは〇・一%とする。

カ これらの改正は、令和三年一月一日以後の期間に対応する還付加算金及び延滞金について適用されます。

（2）期限到来間際にされた申告に係る加算金の決定期限の整備

決定をすることができないこととなる日前三月以内にされた申告書の提出（調査による更正決定を予知してされたものを除く。）に係る不申告加算金の決定について、その提出

がされた日から三月を経過する日まで、行うことができることとする。この決定により納付すべき不申告加算金の消滅時効について所要の整備が行われることとなります。

（3）不動産公売等における暴力団員等の買受け防止措置の創設

国税において、公売財産（不動産に限る。）の入札等（入札又は競り売りに係る買受けの申込みをいう。以下同じ。）をしようとする者は、暴力団員等でない旨を陳述しなければ、入札等を行うことができないこととする等の不動産公売等における暴力団員等の買受け防止措置を創設することとされている。これに伴い、国税徴収法に規定する滞納処分例によることとされている地方税についても、同様の見直しが行われ、令和三年一月一日以後に行う公告に係る公売等について適用されません。

表6

還付加算金等の割合の引下げ(案)

○ 国税における見直しと同様、地方税の還付加算金等について、市中金利の実勢を踏まえ、その割合の引下げを行う(令和3年1月1日施行)。

※ 延滞金については、遅延利息としての性格や滞納を防止する機能、回収リスクの観点から、その水準を維持。ただし、納税の猶予等の場合・納期限の延長の場合については、国税の延滞税・利子税と同様に割合の引下げを行う。

	内容	特例	令和元年分	見直し案
還付加算金	地方団体から納税者への還付金に付される利息	特例基準割合 (平均貸付割合+1%)	年1.6%	還付加算金特例基準割合 (平均貸付割合+0.5%)
延滞金	法定納期限を徒過し履行遅滞となった場合に遅延利息として課されるもの	特例基準割合 (平均貸付割合+1%) +7.3% (早期納付を促す)	年8.9%	— (名称を「延滞金特例基準割合」に変更)
	1ヶ月以内等	特例基準割合 (平均貸付割合+1%) +1% (早期納付を促す)	年2.6%	— (名称を「延滞金特例基準割合」に変更)
徴収の猶予等	事業廃止等、納税者の納付能力の減退といった状態に配慮し、軽減	特例基準割合 (平均貸付割合+1%)	年1.6%	猶予特例基準割合 (平均貸付割合+0.5%)
納期限の延長	法人住民税及び法人事業税について納期限の延長があった場合に課されるもの	特例基準割合 (平均貸付割合+1%)	年1.6%	平均貸付割合+0.5%

※「平均貸付割合」は、各年の前々年の9月から前年の8月まで(現行:前々年の10月から前年の9月まで)の各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日まで(現行:12月15日まで)に財務大臣が告示する割合。

おまげ

今年度の税制改正では、子どもの貧困に対応するため、平成三十一年度税制改正において、令和二年度税制改正で検討し結論を得るとされていた、未婚のひとり親に対する更なる税制上の対応として、寡婦(寡夫)控除を適用するなどの改正がなされました。

また、固定資産税では、課税上の課題のみならず、公共事業の推進や生活環境面において様々な課題が生じている「所有者不明土地等」への対応に係る制度が創設されることとなり、積極的な活用が期待されるところです。

さらに、今後の検討事項として、地方税の電子化については、固定資産税(償却資産)に係る電子申告率の向上に向けた環境整備、特別徴収額通知(納税義務者用)の電子化等、更なる電子化の推進に取り組むこととされています。

税に対する住民の意識も高まり、適正な税務行政による税負担の公平性の確保は、市町村行政に対する住民の信頼へとつながることから、より一層の適正な課税・徴収事務の執行をお願いいたします。

時は今、三好長慶を大河ドラマに！ 戦国天下人三好長慶を語る

三好長慶会代表 出水 康生

戦国ロマンを求めて

「誇るべき故郷の歴史の再認識」を提唱して三好長慶会（一九九九年七月結成）の同志と共に二十年来のスパイラル曲線による活動をしてきた。「いつも信長・秀吉・家康でもあるまい。信長の直前二十年の最初の天下人三好長慶こそ見直されねばならない」と袋叩きを覚悟して反骨の提言をした、それが『歴史研究』（全国歴史研究会・二〇〇一・六月号）でのことであった。定年退職を機に先生から作家先生に変身して『戦国三好盛衰記・阿伊の讃土・青風の群像』（P



三好長慶像

H P 京都刊）を「小説歴史」の意図で書いて発刊した。それまで、三好長慶は郷土の英雄・信長に二十年を先んじて最初の天下人として、当時には「天下」とされた京畿内・堺を支配したとの視点での顕彰はされなかった。信長の革新性を際立たせるために戦国末期の下克上の悪者・梟雄として松永久秀とセットにされて、明治以来の歴史研究・歴史教育で不当な評価に置かれていた。それが、学問研究・市民運動・価値観変転の三位一体の視点で、三好長慶・松永久秀の研究がされ、その名誉回復・再評価・再認識がされるようになっての大展開が現在に進展している。

今谷明さんの幕府文書に京と堺の近距離で大永と享祿の旧年の年号が混在することの解明から、大永七（一五二七）から享祿五（天文元・一五三二）年まで、京に将軍・管領が不在、それに代わる「堺幕府」が組織されていたとの堺幕府論が示唆に富む論理となった。阿波勝瑞から足利義維（堺公方）・細川晴元（管領）・三好元長（軍事後見役）が堺に渡海して、室町幕府の奉行人を採用して実質的な幕府組織が存在し

ていたとされた。それが、第一次の戦国三好氏の「天下とり」とされた。堺幕府に三好元長と畿内国人衆の利害からの内部対立が発生して、元長が一向一揆勢十方に囲まれて顕本寺で文字切腹を側近の家臣達八十余人と共にして、血天井・血の海を現出した。その前夜に千熊丸（長慶）・千満丸（義賢）と母の須賀の方は元長の遺命によって本拠の阿波に逃れた。その一年後に未だ元服前の幼名の三好長慶が武門の細川晴元と一向一揆勢との仲裁の役割を担って若武者として畿内に颯爽と登場する。その後父を死に追い込んだ仇敵の細川晴元のもとで、天文法華の乱に象徴される激動の時代に走狗のように各地での戦闘に働き、雌伏の十七年間に曾祖父三好之長・父の元長の功績を基盤に畿内で独自の家臣団を形成して三好本宗家として存在することになった。

その歴史的動向の中で、阿波・讃岐・淡路のASAトライアングルを本拠として京畿内・堺を支配する環大阪湾三好政権を形成していくことに「戦国ロマン」を求める。

明治初期以来に、信長の上洛（一五六八）を

近世の始期とされたことで、阿波細川・三好氏の活躍した時代が中世末期（一五〇八～一五六八）のこととして埋没させられていたが、「中近世移行期」が新しい日本史研究の画期とされて、応仁・文明の乱（一四六七～一四七七）から大坂の役（一六一四～一五）の期間を中近世移行期として再検討され、研究成果が蓄積された。三好長慶・戦国三好一族の活躍が、我らの先輩の長江正一『三好長慶』（吉川弘文館・一九六八刊）を先駆的業績として、今谷明『戦国三好一族』（新人物往来社・一九八五刊、二〇〇七に洋泉社から新書版再刊）が概説書として出され、三好政権の名を付けた最初の研究書として天野忠幸『戦国期三好政権の研究』（清文堂・二〇一〇刊・増補版二〇一五刊）、天野忠幸編『戦国遺文・三好氏編』（東京堂出版、二〇一三・一四・一五）三巻が史料集として出版されている。

それらの多くの学問的な成果や平成六（一九九四）年来に発掘が継続される「勝瑞城館跡」の発掘成果などによって、誇るべき故郷の歴史の再認識が可能とされた。そして、前記の反骨の提言が袋叩きされること無く、「そうだそうだ、目から鱗が落ちた」と嬉しい同調がされ、「戦国ロマン」を求めて、今まさに、時は今として、三好長慶を主人公とする大河ドラマの夢の実現のために、誘致推進活動が官民一体で徳島・大阪の関連団体によって展開されつつある。

本誌の読者一人一人がアイデア・知恵を出し合い、共助・共同して大河ドラマ実現に尽力し

て、その結果としての名利を求めめることも許容される。

戦国天下人三好長慶と 天下一茶人千利休

長慶と利休は大永二（一五二二）年の同い年に生まれ、終の住処を京の大徳寺聚光院、堺の南宗寺とする。長慶が永禄七（一五六四）年七月四日までの四十三歳、利休は天正十九（一五九一）年二月二十八日の切腹死での七十歳の生涯であった。それぞれ異質の波乱万丈の生涯であったが、利休が前半生を長慶、二十七年を長生きしてその後半生が織田信長・豊臣秀吉との



利休墓碑 長慶墓碑

共生であった。

長慶と利休が天文文化から安土・桃山文化の形成のなかで大きな足跡を残した。それを証明する文物が各地に存在する。

元長を父として五男六女の三好長慶らの兄弟姉妹が長慶の天下とりを支える。利休を父として五男六女が生まれ、その人間関係が複雑に形成されドラマチックに表現される。

長慶が最初の天下人になるのに、兄弟の義賢（実休）が本拠の阿波国主となり、冬康が安宅冬康として淡路水軍を支配下に置いて畿内への渡海の機動力となり、一存が十河一存として讃岐を基盤に鬼十河の猛将として活躍し、末弟の冬長は野口冬長として淡路志知城で播磨灘・讃岐の海を抑える予定であったが槍場の合戦で野田内藏助との組み討ちで相討ちの壮烈な討ち死にをした。長女の宝心妙寿を法名とする妙は千利休の正室として道安を嫡男としておゆう・おさん・お吟を生んだ。次女の翠は上浦城主（吉野川市）有持道慶の正室、三女の沃は一宮城主（徳島市）一宮成助の正室、四女の小牧野は大西城主（三好市）大西角養の正室、五女の千歳は海部城主（海陽町）海部宗寿の正室、六女の幸は後に長慶が天下城とした芥山川城（高槻市）の城主芥川孫十郎の正室となつてそれぞれ役割を果たした。この配置を地図上に置いてみると見事な位置関係にあつて、兄弟姉妹の共助、共同で男女共同参画の図式となり、信長直前二十年の最初の天下人三好長慶が京畿内・堺を支配したことが証明され、大河ドラマの主人

公としてふさわしいと我田引水できる。

織田が捏ね羽柴が搗いた天下餅

「織田が捏ね羽柴が搗きし天下餅座りしままに喰うは徳川」との落首があるが、餅は餅米を生産して蒸さなければ捏ねも搗きもできない。それで「三好が蒸し」を加えて天下人の系譜が完成する。三好が落とされたのは、前記の近世の始期を信長の上洛からとされた明治以来の歴史研究・教育の時期区分の便宜の上とされる。三好長慶・戦国三好一族の天下とりの過程は、戦国乱世を収束させる、餅米を生産して蒸す段階と見ると、信長の革新性も虚像の巨像として割り引いて考え、中近世移行期の視点での再評価は必然のものとされる。それでも、まだ三人の落首が先行・喧伝された。

鳴かざれば殺してしまえ時鳥（信長）

鳴かざれば鳴かせてみせよう時鳥（秀吉）

鳴かざれば鳴くまで待とう時鳥（家康）

とされて三好長慶がない、そのことを総合学習で招かれた最初の時に言ったら、白峰合戦（一三六二）での細川頼之の逆転勝利の「勝利瑞祥」からの佳名である勝瑞の五〇〇メートル東に位置する藍住東小学校の次代を背負う若者が思案して手を上げ、感想文に書く。「鳴かぬなら追っ払ってしまえ時鳥」と言う、「うーん、それでも良いか」として、感想文を読むと「鳴けぬなら共にぞ鳴かむ時鳥」の共生の一句が書かれていた。それが合意のものとして記憶する。

その第一回の時に、日本一の富士山になれ、と気合いを入れてあつたら、富士山でなく、チョコモランマ（エベレスト）の世界一にリオデジャネイロオリンピックのバドミントン女子ダブルスで高橋礼華さんと組んだ松友美佐紀さんが金メダルを取った。「なぜば成る為さねば成らぬ何事も成らぬは人の為さぬなりけり」の上杉鷹山の教訓が今に生きてずしりと重い。

三好長慶の「理世安民」の旗幟

京の町衆は東山の八坂の塔に朝陽に輝き翻る旗幟を見て時の支配者を知ったと伝承される。天文二十二（一五五三）から永祿元（一五五八）年の間に「三階菱に釘抜き」の三好氏の家紋の旗幟が翻ったであろうことは絶対であり、その政治理念を「理世安民」としたことが『足利季世記』に記述されている。

その旗幟を翻すまでに三好長慶の名で雌伏した十一歳から三十一歳までの二十年の時が経過している。その最初が父の仇敵細川晴元に臣従したことであった。そのドラマチックな場面が昨年六月十九日に全国放送されたNHK歴史秘話ヒストリア「信長に二十年先んじた男・最初の「天下人」三好長慶」として映像化された。以後に、細川晴元政権下で越水城（西宮市）に居城して摂津西半国守護代として東奔西走しての戦闘に出陣して、その時々異なる彩を放ち、土豪・国人層を味方に付け異能の家臣として採用して独自の家臣団・軍団を組織した。越水城

から京都まで十里（四十キロ）の西国街道が、現在なら高速道の役割を果たして通じていた、徐々に力を蓄えて西国街道のちょうど中間に位置する芥川山城に一度は入城（一五三九）した後で晴元の意向を容れて撤退した。その十年ほどの時代は比叡山の天台宗・山科本願寺の一向宗・京都町衆が信仰した現世利益の法華宗が三つ巴で展開した天文法華の乱で京畿内が大混乱した。今にして再検討すると、日本史上で民衆が最も華々しく活動した時代であったと評価される。その時は京畿内に一向宗の寺内町、寺社領・荘園に棲む農民が村（惣）を形成し、その連合の惣村が土豪・国人層をリーダーとして結成されて利害に依りて激しく自己主張して活躍した。その活力が畿内の経済活動を急成長させて現在の大阪を中心とする近畿地方の基盤が築かれたのである。そのことで三好長慶の存在が新時代の偉大なるものとされ、寺社領・荘園の利害を代表する細川晴元に対して新しい町・村の利害を代表する国人層を家臣団化した。それで、三好長慶が畿内の国人層の利益と対立し始め、晴元を支持する木沢長政を打破する太平寺の合戦（一五四二）、遊佐長教を打破する舍利寺合戦（一五四七）を経て、終に天文十八（一五四九）年の江口の合戦で將軍足利義輝・管領細川晴元を支持する同族の宗三三好越後守政長を討ち死にさせ、將軍・管領を近江に追放して父元長の無念を晴らした。それで天下人に大きく前進する。この江口の合戦は長慶・信長・秀吉に継続する天下統一への重要な合戦であった。

有名な武田信玄と上杉謙信の五回の川中島合戦は一地方の合戦で日本史を動かすものではなかったと結論づけられる。江口の合戦の勝利によって三好長慶が室町幕府の將軍を奉じない独自の政権を樹立するのである。その後和睦のことが有って曲折があったが、天文二十二（一五五三）年に義輝將軍・晴元管領を再度近江に追放して、二月に「理世安民」の政治理念を公示し、八坂の塔に三階菱と釘抜き三好氏の家紋の旗幟を朝陽に翻した。それで三好長慶が將軍を奉じない、長慶が出す「裁許状」によって当時の「天下」に独裁する。そのことを実証するのが、弘治から永祿への改元である。改元は天皇が時の將軍へ諮問しての専権事項であったが、此の時の改元は正親町天皇が三好長慶に諮問して近江の義輝將軍を無視して決定する。それに危機感を持った義輝將軍が岳父の六角氏に泣きつき、その斡旋に応じた三好長慶との和睦を実現させて帰京したのである。そのことが長慶の敗北、限界として評価されていたが、京畿内の平穩のため、「理世安民」の理念によるものと再評価される。確かに、京の町衆が「三好はんはお人好しでんなあ」とされたが、長慶のおおらかな寛大さによるものであった。結果的に義輝劍豪將軍の御内書による画策によって悩まされ、長慶は家督を嫡子義興に譲って芥川山に抛らしめ、自身は飯盛山城に移住して、二百七十度の眺望で要所に目を光らせながら家康が駿府でした大御所政治の先駆をしたのである。それで三好一族に叙位叙官・家格上昇がされて、

ゆかりの地に建立された長慶像



2019年 三好市芝生城址



2014年 堺・南宗寺



2017年 大東市役所前 (著者左側)

永祿四年の「三好亭お成り」が実現された。三好政権が前記のように、新しい寺内町・惣村の利害を代表して政治するものを実証するのが向日市・高槻市の今里・郡家に対する水利権争いの裁定で、その第一次史料が現存する。長慶は訴訟の両者の言い分を聞き、周辺の村に担当家臣を派遣して公平な聞き取り調査をさせ、

その報告に基づいて自ら裁決したので、芥川山城下の郡家の人々は現在にも長慶の小祠を祭祀して命日に参拝している。

関西広域連合の範囲は

結成されて十年となる関西広域連合の範囲と三好政権の支配した地域はほぼ一致（因幡の鳥取は除く）する。高速道で「距離と時間の超克」をして三時間で徳島から京都・大阪まで行くことができる現代と四百六十年の昔との差違を考える。その関西広域連合で大阪・関西万博が二〇二五年に開催される。三段論法的に、関西万博は三好万博とイメージして「三好長慶を主人公とする大河ドラマの実現を」との提言が一月二十七日の徳島経済同友会・徳島県等の主催によるシンポジウム（基調講演は松平定知、パネルディスカッションは飯泉嘉門県知事・濱田剛史高槻市長・東坂浩一大東市長・天野忠幸天理大准教授）で東坂市長からされて、拍手喝采された。「時は今、大河ドラマの実現を」との機運が盛り上がりつつ来ている。ばやき・嘆き・県民性論議を超越して陽気・脳天気で「夢」を追うのも「VS東京」を掲げる心意気の表現・実現として良いテーマであると信じる。昭和三十八（一九六三）年の「花の生涯」以来の五九作目が今年の「麒麟が来る」で、これまでの明智光秀像の常識打破の人物像で描かれ、その一役を松永久秀・三好長慶が登場して果たしている。時は今、その時が動いている。

地方創生のアイデア募集

大河ドラマの経済効果、その与える文化的な影響力は周知のこと。「麒麟が来る」の実現に官民一体で着実に多くの人が「縁の下の力持ち」の役割を果たしたであろうと推察する。その一端が、一月二十七日のシンポジウムの時点で同志の森本好彦さんが収集してくれた岐阜・京都・滋賀・奈良・福井の関係の県市町の制作したパンフレットが写真のように百枚近くが手許にある。それぞれのアイデア・熱意がしのばれ、「わが故郷」への想い・PRの効果が実感される。合併による新地名での市町存在、可児・平群：と有って、平群は松永久秀の志貴山城、などと知らされる。



1月27日のパネルディスカッションでの勝ち鬨



「麒麟がくる」PRパンフレット

時は今、徳島県市町村振興協会『阿波の自治』の読者・観光振興担当者達が。地方創生が「地域に住み、関わる人々が、地域の未来に希望を持てるようにすることである」とのこの実現に知恵・アイデアを、と念願する。

具体的に、最近の大河ドラマのタイトルの傾向に則し、三日木人『新三好長慶伝 龍は天道を行く』に倣って「龍は天道を行く」として、大河ドラマの最後の「龍は天道を行く紀行」を制作するなら、こんなものができるとして、「誇るべき故郷の歴史の新発見・再認識」をしてPRを、と祈念する。

あれこれの取材活動の過程で、無知の知の発見をした。その一例を挙げると、両親・兄の供養の「お十夜」の時に鳴らされる半鐘が、前記

の「太平寺合戦」の時に寺の梵鐘が陣鐘とされ、それが河内太平寺に残されていて、百五十年程も後の元禄期に連絡が有って、総代が受け取りに行つて、半鐘と不動明王像に鑄造して寺に帰還、奉納して、その半鐘が祖先慰霊に今も生きている、それが十八番札所恩山寺。三好長慶の生誕地、三好氏の菩提寺瀧寺の本尊の聖観音菩薩像の「目引き観音」の伝承。他の調査に行つていて偶々に振り返ると、薄れた墨書で「三好長慶念持仏」との掛札の観音堂、そこに十一面観音像が安置されていて、ご住職に由緒を聞いてびっくり仰天、美馬市協町の東林寺でのこと。



太平寺合戦の陣鐘からの半鐘

ともあれ、共助・共同・共生・共栄・共存・共楽……と誇るべき故郷の歴史の再認識をして、大河ドラマの実現をさせよう。

「死のうは一定 忍ぶ草をば何しようぞ一定語り起こすのよ」

「夢幻や 南無三宝 くすむ人は見られぬ 夢の夢の夢の世を うつつ顔して何しようぞ 一期は夢よ ただ狂へ 一期は夢よ ただ狂へ」

徳島はおいしい!

四国大学文学部教授 会田実

徳島三〇年

四国大学に奉職のため生まれ育った東京から徳島へ来たのは九一年ですから三〇年近く徳島で暮らしたことになります。それまでは、東京タワーの足下にある私立高校の教員でした。その頃、たまたま東京時代からの友人が徳島大学にいて、同僚たちとの飲み歩きのリーダーとなっていました。から、私もその仲間にすぐ引き入れられました。そんな事情で徳島の酒食探訪が始まりました。

徳島名物

徳大の友人に連れて行かれた店などで、徳島名物を教わりました。酢橘、和三盆糖、阿波尾鶏、そば米、鳴門金時、鳴門若布、鳴門鯛、鱧等々。酢橘は、東京で使ったことはなく、こちらで初めて使いました。きりっとした酸味と香り、食べ物の味を邪魔しないのにアクセントをつけてくれる。

焼酎の水割り

にも最高。地

鶏として出た

ばかりの阿波

尾鶏も塩で焼

いてもらうと

弾力がありな

がらジュー

シーなので驚

きました。こ

んな感じで徳

島の食を知る

ようになりま

した。

東京にはお

いしいものが

集まっていま

すが、地方の

名産品も東京



鳴門金時



酢橘

では値が張ることが多く、名店に食べに行けばなおさら高い。それに比べてという失礼かもしれませんが、値段的にも手頃でおいしいものが徳島は多いし、この値段でこれは東京の店では考えられないなという経験を何度もしました。

そうした「徳島はおいしい」と感じた中から、今回は、そば米、焼き肉、スイーツ、そして割烹料理について述べてみようと思います。

そば米

そば米は、全く知らなかった料理で、徳島に来て初めて食べました。素朴な郷土料理という印象ですが、食べ飽きないし、体にも良さそう。蕎麦が麺として広まる前は、蕎麦粉を練って餅状にした「そばがき」がポピュラーな蕎麦の食べ方でした。古くからあったようで、鎌倉初期成立の『宇治拾遺物語』にも「そばがき」ではないかと言われるものが出てきます。麺状に切った蕎麦の普及は江戸期で、東京の老舗の蕎麦屋では今でも麺状の蕎麦を「そば切り」と言います。そば米は、蕎麦の実のまま食べるのですから、食べ方としては「そばがき」より古いのかなと思うのですが、野菜や鶏肉も入り栄養面のバランスもよい。健康食としてももう少し注目されてもいいように思えます。例えば、山形県に芋煮という郷土料理

があります。里芋を牛肉や蒟蒻、葱、牛蒡などと煮た料理ですが、近年は、クレールン車で吊り下げられるような巨大鍋で芋煮を作って、ギネス記録に挑むなど話題になり、全国的に知られるようになりました。私は、そば米も郷土料理としてのポテンシャルは芋煮に劣らないと思っていますので全国的に知られることを願っています。



そば米

焼き肉と割烹料理

県外から来た人を連れて行って驚かれるのが焼き肉と割烹料理です。いずれもコスバがよいからです。徳島市内に焼き肉屋さんや何軒あるのかわかりませんがけっこう目につきます。もちろんその全てに行っただけではありませんが、三〇年もありますから色々行きました。上質の肉を使っている店が多いのに値段が安い。感覚的には、東京の七掛けくらいでしょうか。こちらの上が東京では特上といったところでしょう。

割烹料理も徳島はレベルが高い。徳島に来て間もない頃、恩師が訪ねてくれたので、先述の徳大の友人のアドバイスで、全国的なグルメ誌にも紹

介されたお店にお連れしました。氷のかまくらにきれいに造りが入っていたり、ガラス皿の真ん中に索麺の入った竹筒が立っていて、板前さんがさっと竹筒を引くとお皿のお汁に索麺が広がる演出などに歓声を上げましたが、料理自体も繊細でおいしい。地焼きの鰻の蒲焼きも初めて食べました。あづらもしつこくなくかえてココクを深めている。蒸してから焼いた東京の鰻もうまいですがこれもおいしい。恩師も大満足。お酒を入れて、恩師、友人、私と三人で総額四万円強。少し高いように思えますが、同レベルのものを東京でいただいたら六万はいくのでは。その後も、良さそうな割烹料理店を見つけては食べに行きましたが、外れが少ない。特にご家族だけでやっているような小さなお店にこれはというところが多いと感じました。東京の大企業で偉くなっている友人が訪ねて来て、そうした店に連れて行ったことが何回かありますが、おいしいものを食べ慣れているはずの彼らが同じように口にする言葉は「会田、ここうまいな」、そして手渡された手書きの勘定書きを見て「東京の半分だな」。

他府県のそれと比べると比較できるわけではありませんが、学会や旅行で県外へ出てそうした和食の店にも入っていますから、徳島は地方都市としてはかなりいいのではないかと感じています。

スイーツ

私はスイーツの中でもケーキが大好きで東京時

代は有名店によく行きました。それで徳島でもケーキをかなり買いますが東京に負けずおいしい。卒業して東京に出た教え子が、東京の有名店のケーキを食べたけど、徳島に比べてそれほどおいしいと思わなかったと同窓会などで話すのを聞くことややはりそうかと思いましたが、徳島の

ケーキは東京に比べ、特に甘みが円やかに感じられます。和菓子も県外に知られる老舗がありますが、甘みの円やかさがそれに似ているのは、和三盆糖が関係しているのかなと思ったりしています。和三盆糖は、一流の板前さんにも欠かせないものだとか。



和三盆糖

謙虚な徳島県人

徳島県人は、徳島のことを「なんちゃやないけん」と言うと言いますが、そんなことはありません。食もおいしい、阿波踊りの迫力はもちろんのこと、見るどころだといっていいと思います。それらをどうつなげてアピールするかだと思います。



相談所10年記念式典



見守り訪問活動

「新 北海道再興戦略特区」 徳島版「地方創生特区」

（新未来創造・消費者行政推進特区）

板野町産業課主事 大 磯 友 花

はじめに

平成三十年度版消費者白書によると、最近注目される消費者問題として、架空請求やインターネット、情報通信や個人間売買に関するトラブルの増加など消費生活相談の内容が複雑で多様化しているそうです。板野町の消費者被害対策としては、平成二十二年四月一日に板野町消費生活相談所（以下、相談所）を開設し、所長を含め相談員三名体制で、相談業務を行うほか、訪問により「悪質商法等による被害に遭った」などの消費生活に関する相談を受けています。また、講座などを開き、啓発活動を実施しています。

開設当初より、役場・相談所・社会福祉協議会・地域包括支援センター等が一ヶ所に集まっていることを強みに、連携した相談対応を実施してきたところ、消費者庁からのアドバイスもあり、県内初の地域見守りネットワークである板野町消費生活地域協議会の設置（平成二十七年十月三十日）が実現しました。また、平成二十八年度からは、消費者被害の未然防止・啓発活動を兼ね、全戸訪問することを目標に地域見守り訪問活動を行ってきました。しかし、悪質かつ新たな手法による詐欺被害等から消費者を守るためには、さらなる活動の強化や時代に即した様々な対応が必要であることから、『要見守りリストの作成』『消費者被害防止のための地域見守り活動及び啓発活動等の強化』『小・中学校を対象とした消費者教育』を徳島版「地方創生特区」事業として、平成二十九年五月に事業認定を受け、これまで事業を実施してきました。

要見守りリストの作成

消費者被害に遭いやすい高齢者や障がい者などを被害から守ることを目的として、相談所を訪れた方や、地域見守り訪問活動で少し気にかかった方など、これからも見守る必要があると思われる方を名簿化し、見守り活動に活かしています。

消費者被害防止のための地域見守り活動及び啓発活動等の強化

近年の複雑化・多様化する消費者被害の防止を図ることを目的として、見守り活動や啓発活動の強化を行いました。

これまでも、自宅にいても安心して相談してもらえようと、見守り訪問活動を続けてきたのですが、相談員三名だけでは訪問できる件数も限られていたことから、消費者被害に協力していただけの方を募集し、「ボランティアグループ」「板野町消費者よりせい隊」を平成二十九年年度に発足しました。相談所が発信する情報を町民に伝えたり、逆に地域で多い消費者トラブルを相談所に情報提供してくれたりしています。また、地域見守りネットワークの構成員として新聞の専売所に加入していただき、緊急の消費者トラブルがあった際でも、翌日の新聞にチラシを折り込むことで、すばやく注意喚起を行うことも可能となりました。

今後、より多くの方に協力いただき、消費者被害防止の啓発を実施するとともに、相談所の認知度を高め、



藍染め体験教室



出前講座

“困ったときは、何でも相談所に相談する。”ということも広めていきたいと思っています。

エシカル消費の浸透

エシカル消費とは、“人や社会・地域や環境に配慮した消費を行う。”という意味ですが、平成二十八年度に六%（株）ネオマーケティング調査より）であった「エシカル消費」の認知度を二〇%まで高め、実践・普及の行動につなげる人材の育成を図ることを目的として、全国に先駆けて推進を行ってまいりました。

まず、平成三十年一月に「板野町エシカル消費推進宣言」を行い、これに併せて、平成三十年一月から令和元年十二月までの二年間、難しく思われがちなエシカル消費を役場の広報誌でありながらも「おもしろおかしく、わかりやすい」をテーマに、「エシカル消費教室」と題し、板野町広報誌「すがお」別冊に毎月掲載してきました。

また、相談員が消費者被害防止の啓発と併せてエシカル消費の講座を三年間で全三十回以上行ったほか、成人式でフェアトレードチョコレート配布をしたり、藍染め体験ワークショップ開催やエシカル消費に関する団体に集まってもらい「エシカル座談会」と題し、知識を深める勉強会を重ねました。

さらに、板野町最大のイベント「あさんウォーキングフェスタ in いたの」において、記念品として残してもらいたいという想いから、広島平和記念公園の折り鶴を再生利用した紙で「恩返

紙記念ナンバーカード」を作成し、参加者にお渡ししたほか、相談所と板野高校の共催でエシカル商品やパネル展示なども行いました。

令和元年九月一日には、「板野町消費生活相談所開設十年記念式典」をエシカル消費をテーマに開催し、ご来賓・町民の皆様約三七〇名にお越しいただき、相談所や藍染め工房 sea de studio の活動発表のほか、

中学生による研究発表、高校生による演劇や四国大学短期大学部教授の加渡いづみ氏による講演会を行いました。

これらの結果、令和元年十二月にアンケート調査を実施したところ、エシカル消費の認知度は六六%を達成することができ、地元農産物の購入やマイバッグ持参など、身近なことから実践する人も多くいることがわかりました。

小・中学校を対象とした消費者教育

インターネットトラブルをはじめとする若年層の消費者被害が増加していることから、被害の減少を目的として小・中学校からの消費者教育の充実を図ってきました。

小・中学生を対象に、夏休みの課題を消費者被害防止やエシカル消費をテーマに作成してもらったり、携帯電話やゲームにおける消費者被害防止の啓発物配布などを行いました。また、

● 受けようがねん 受けよう確定 ●

エシカル消費教室

平成三十年一月

人・社会への配慮	誰かのために	フェアトレード商品 有機野菜や果物
地域への配慮	地元のために	地元産物 地元産の野菜・果物
環境への配慮	地球のために	環境にやさしい商品 リサイクル商品 オーガニック(有機)食品など

私は、チョコレートを購入する際、かわいいデザインで選んでいます。皆さんは、どのように選んでいますか？
お気に入りのメーカー、いつもおなじみの店、一番安い物？人によって、様々だと思います。
皆さんも、パッケージにエコマークが貼られているチョコレートや、購入するだけで寄付がはかれるチョコレート、被災地の復興につながるチョコレートなどを見られたことはありますか？
また、そのような商品を自ら選んで購入したことはありますか？
チョコレート以外にも、私たちは毎日、世界中の様々な商品を購入しながら生活しています。その一方で、世の中には地震や台風や火災などの自然災害、被災地の復興支援などの様々な問題が起きている。この教室で皆さんに知ってもらいたいことは、それらの問題を改善する方法として「エシカル消費」がある、ということです。
「エシカル消費」とは、人・社会・地域・環境などに配慮した商品を選択することをいいます。環境に配慮してリサイクル商品を購入する、たとえお高い商品でも、良い物を選ぶ、地球や社会やどこかの誰かに「配慮」が期待される商品などを選んでみる、などです。
今後、毎月必ずおなじみのエシカル消費教室として、皆さんの消費行動が何かにどう影響を与えているのか、また、どのようなエシカル消費が長期的な効果をもたらしているのか、ぜひご覧ください。
板野町は、エシカル消費を推進しています。

お問い合わせ 役場産業課 ☎672-5994

板野町の取り組み

11月19日(日)あさんウォーキングフェスタ in いたのにおいて、板野町消費生活相談所と板野高校の共催により、エシカル消費(フェアトレード・オーガニック・寄付付きや地元産品)の紹介、アンケート調査や子ども向け絵本「もったいないばあさん」などの啓発活動が行われました。

ある日の先生

皆さんがエシカル消費の授業を履修する予定を教えてください。
エシカル消費は高学年と「倫理的消費」や「道徳的消費」といっていい。どうやったら、みんなに広められるだろうか。

エシカル消費教室

最後に

これから、徳島県・関係機関・市民の皆様と連携しながら、地方創生特区として認定された見守り活動・啓発活動の強化、エシカル消費の推進、消費者教育のさらなる強化を行っていきたいと考えています。

民法改正により、成人年齢が引き下げられることを受け、小・中学校での消費者教育はさらに重要であることから、今後も根気よく推進していきたいと考えています。

十年一昔



ポートルース鳴門 UZUHALL



ポートルース鳴門 UZUPARK

鳴門市議会事務局主査

板東政則

はじめに

研修生として市町村課でお世話になったのは、今からちょうど十年前の平成二十二年度でした。

平成二十二年三月の人事異動の内示の前日に、当時の所属長から市町村課へ派遣されることになったことを申し渡されました。突然の話であったこと、自分自身があまり行政事務などに詳しくないこと、同期入庁の職員が何名か先に県の他の部局や市町村課に派遣されており、勤務時間が長いということ等を聞いていましたので三月中は不安が募りました。

四月～九月

前期は財政担当で、地方債や地方公営企業に関する事務を担当させていただきました。最初の仕事は、地方公営

企業決算状況調査の説明会で説明することから始まりましたが、パソコンなどに詳しくないことから、スタートからつまづいてしまいました。

その後も、効率的なデータ処理の仕方や、一太郎の使い方が全く分からず、困惑していましたが、忙しい中、財政担当の皆さんには心優しく一から十まで教えていただき大変感謝しております。

そうこうしている間に各自治体へのヒアリングが始まりベテランの方を前にして緊張の連続であり、要領を得ないまま時間が過ぎてしまいました。

そして、各自治体からの質疑等も多く、本当に細かいことまで財政担当の皆さんに確認してしまいました。忙しい中、嫌な顔ひとつせず懇切丁寧に教えていただき本当にありがとうございました。

また、財政担当では建物の中での業務が大半でしたが、何度か外に出る機会がありました。

特に記憶に残っているものとして、徳島市民病院への現地調査に参加させていただき、市では出来ない経験をさせていただきました。鳴門市もかつて、板東病院という市立病院がありました。が、医師の派遣が難しいことなどもあり、平成十六年に廃止されており、地域における公立病院の経営の難しさについて考えさせられました。

さらに、その二年後に、食あたりで深夜に嘔吐を繰り返してしまい、必死の思いで一～九番したところ、徳島市

民病院に受け入れしていただきました。ベッドの上で点滴を受けながら当時のことを感慨深く思い出しました。

十月～三月

後期は総務税政担当で固定資産税のうち家屋と償却資産の担当をさせていただきます。

固定資産税は、市町村にとっての基幹税目であり、住民税と同様に細かい規定も多く、各自治体とも財政担当と同じく固定資産税担当は勤続年数が長い方が多いように感じました。要説固定資産税などを読んだだけでは理解が難しく、「家屋については最大八〇パーセントまでしか減価しない」、「償却資産については最大九五パーセントまでしか減価しない」など初歩的なことを覚えながら、ベテランの方が多い各自治体からの質疑等を受けましたが、自分では対応しがたい案件も多く悪戦苦闘の連続でした。そのような中、総務税政担当の皆さんには丁寧で温かく案件に係ることだけでなく様々な事を教えていただき感謝しかありません。

また、総務税政担当では、外に出る機会も多く地方交付税の額の算定に用いた資料の検査や地方税法第三八九条第一項第二号に係る償却資産のうち県知事が配分するものについて現地調査に参加させていただきました。

その結果、選挙関係の用務などもあわせると、県内のほとんどの自治体を訪問させていただきました。それまで、

研修生だより



鳴門市マスコットキャラクター
うずひめちゃん うずしおくん

同じ県内に住んでいても行ったことがない自治体もあり、貴重な体験となりました。

それから

鳴門市に戻ってからは、まず、平成二十三年度から平成二十五年年度まで企画課で勤務しました。市のマスコットキャラクターと一緒に色々な場所へ出かけ、ゆかいな仲間達と一緒に戯れ記念撮影などをしましたが、ゆるキャラグランプリ二〇二三での結果は全国三九三位で少し残念でした。

次に、平成二十六年年度から平成二十八年年度までは議会事務局で勤務しました。各常任委員会及び議会広報委員会（議会広報番組・議会広報紙を編集する委員会）の議事、庶務と若干の会議録の作成などを担当しました。その後、平成二十九年年度は税務課で勤務しました。予算の調整や個人住民税及び諸税の課税事務などを担当しました。

そして、平成三十年年度から令和二年年度の現在まで、再び、議会事務局で勤務しています。昨年度は、市議会が主催としては初めての女性議会の開催や、災害発生時における市議会の行動規範の策定などに取り組みました。

以上、市町村課で学んだことと、鳴門市における業務とは、直接的には関係の無いことも多かったと思いますが、例えば、法律の解釈において、各自治体ではどのような取り扱いをしている

のか、昨年度から大流行している新型コロナウイルス感染症への対応をどのように検討しているのかなど、他の市町への問い合わせをさせていただく時には、市町村課でお世話になったことが活きています。

また、個人的にも困った時には、当時のメンバーの皆さんに種々助けていただき、本当にありがたく思っています。

最後に

鳴門市の紹介を少しだけさせていたできます。

鳴門市は、昭和二十二年に市制が施行され、本年度で施行七十三年を迎えました。「アジア第九初演」のまちです。人口は約五万六千人で、最も多い時代と比較すると、約一万人程度の減少となっており徳島県の人口減少率と同程度だと思えます。

観光面では、お隣の淡路島と連携し世界遺産への登録を目指している鳴門海峡の渦潮、その渦潮で有名な鳴門国際美術館、多くの巡礼者が訪れる四国八十八箇所のうち一番札所、二番札所などがあります。昨年度は、その鳴門海峡の渦潮をテーマとしたPR動画「Beyond Naruto」シリーズが、ぐるぐるPR動画大賞二〇一九を受賞しました。

また、レジャー面では、昭和二十八年に全国で十一番目のレース場として

誕生し、経営も順調に推移し市政の発展にも大きく寄与してきた、ボートレース鳴門があります。

一時、景気の落ち込みやレジャーの多様化により経営は悪化し、八億円を超える累積赤字を抱えるところまでになってしまいました。が、小規模場外発売所や外向発売所の設置、また様々な合理化などにも取り組み、経営改善に努めて来たことと、業界全体の売り上げ向上策とも合致し経営も復調傾向となっており、ボートレース場周辺には、写真のような交流施設が建設されました。

そして、前回の東京オリンピックの前年に竣工した現庁舎の建て替えも決まり、今年の秋頃から、新庁舎の建設予定地である、現市民会館を解体し、令和五年度中の完成を目指しています。



淡路島から見た鳴門海峡

令和元年度「スポーツと地域の活性化」を受講して

三好市教育委員会
生涯学習・スポーツ振興課主事

石山 健介

はじめに

全国的に少子高齢化が叫ばれるなかで、三好市は高齢化率が四五%と、少子高齢化が進み消滅可能性都市として位置づけられるようになりました。同世代や同級生に三好市について聞いても「働くところがない」「何もなし」「三好市で住み続けても先がない」など悲観的な言葉が並びます。そして、三好市から県外へ就職・進学する子ども達も、三好市で働く・住む・戻ってくるという意識は薄いように感じています。そのような現状の中、個人的にも、新たな部署に変わり、スポーツを通して地域の活性化のためには何ができる

か。三好市の課題解決のためには何ができるか。どのように進めればいいのか。と自分の中でモヤモヤしながら業務に取り組んでいた中「スポーツと地域活性化」という研修の案内がありました。本研修に参加し、他市町村の事例を学んだり、意見交換等を行ったりすることで、自身の見識を広げ、新たなアイデアを得ることができるようではないか。そして、学んだことを実践することで、課題解決につながるのではないかと考え研修に臨みました。

研修内容

本研修は、二泊三日の行程で全七講義を受講しました。本稿では一部抜粋し、三つの講義について紹介させていただきます。

一点目が「ハンドボールを核としたまちおこし」です。本講義では、富山

県氷見市で盛んに行われている「ハンドボール」と氷見市特産の「ブリ」を掛け合わせて、誰もが楽しめる、生涯スポーツとしてのハンドボールを世界ゆるスポーツ協会と共同し、自治体初のゆるスポーツ「ハンぎょボール」を開発したという事例を受講しました。

講義を聞くだけでなく、実際に用具を見せて頂き、簡単に競技の体験をしました。体験してみると、ボールを投げるのが上手な人・苦手な人・男女・経験の有無に関係なく、全員が同じようなレベルで、楽しむことができ、ゆるスポーツの醍醐味を肌で感じました。



二点目は、「パラスポーツを通じた地域活性」です。本講義では、福岡県飯塚市の車いすテニスを通した国際大会の開催や、東京パラリンピック事前キャンプ地誘致、宿泊施設やスポーツ施設のバリアフリー化を進めているという事例を受講しました。

その中でも、地元中学校で三年間を通して車いすテニスJAPANナショナルチームとの体験会の実施、大会の観戦、ボランティアとして参加することで、三学年を通して特にパラスポーツを経験することができるということが、心に残る事例でした。

三点目は、演習「地域資源を活かしたスポーツによるまちづくりグループ討議・発表」です。各グループ六名程度に分かれ、グループ内のどこか一つの自治体を取り上げ、討議を行いました。私のグループでは、北海道紋別市のスケートボードパークを取り上げました。本スケートボードパークについては、スケートボード愛好者が中心に使用している状況であり、多くの人に利用してもらうためには？という課題を基に議論を進めました。議論する中で、スケートボードだけに着目するのではなく、観光資源や他の施設、他のスポーツ競技と複合させることで、にぎわいが生まれるのではないかと。若者が頑張っている姿勢を見せ続けられ

高齢者との親睦も深まるのではないかと。といった議論が交わされ、翌日全体発表を行いました。

二泊三日の短い研修期間でしたが、国のスポーツに対する方向性や現状、他自治体の事例を受講することで、自己の見識を広げることができました。また、演習グループ内を中心に、各自治体のスポーツに関する取組みや各担当者の考えや思いに触れることができました。特に、参加した担当者間での情報交換は、生きた言葉で事例を聞くことができ、自分自身のモチベーションアップにもなり、小さいことからでも何か始めてみようと思った研修となりました。

まとめ

研修後、地元高校と協力し車椅子バスケットボールをはじめとするパラスポーツ体験会を実施しました。手探りで進んだ取組みでしたが、生徒の楽しそうな表情を見ることができました。また、体験後のアンケートでは「パラスポーツに興味が出た」、「パラスポーツを見てみたい」、「困っている人がいたら声をかけられるようになった」といった声を聞くことができました。令和二年度以降も高校だけでなく、地元中学校や小学校でも体験会を実施

したいと思っています。

また、三好市の若手職員を中心に現在、地元高校の探究授業の時間に、「三好市のことを知ってもらおう・郷土愛を醸成する」という目的で、職員が授業に参加し、生徒と一緒に三好市のことについて勉強しています。高校生に、スポーツや観光、子育て、地方創生等の観点から三好市のことを知り、考えてもらうことで、将来三好市へUターンしたり、市外にいても三好市に関わりを持ってもらうことを期待し実施しました。今年度の反省を活かし来年度も引き続き、取り組んでいきたいと思えます。

最後に繰り返しますが、本研修を受講する前は、各業務で悩んだり息詰まったりすることがありました。本研修を受講することで、他の自治体の方と生きた言葉で情報交換できたこと・様々な考えや思いに触れたこと・他の事例研究ができたことで、自分が悩んでいたことは小さなことだったんだと思いました。また、他の自治体の方に負けないように、とりあえず小さなことからやってみよう。と考えるキッカケを作ってくれた研修となりました。今後、このような機会があれば積極的に受講し、自己研鑽に努めていきたいと思えます。

阿南市

海洋センター次世代型艇庫整備事業

阿南市では「ひと、まち、心をつなぐ笑顔の光流都市^{こうりゅう}」を将来像として掲げ、各種施策の取組を行っています。

また、郷土に誇りを持つ市民を育むことをめざして、「共に生き、豊かな心で個性輝く人づくり」を教育理念として掲げ、市の豊かな自然や環境を生かしつつ、地域に開かれ、かつ家庭や地域社会から信頼される教育の推進に取り組んでいます。

こうした中、次代を担う子どもたちに海洋性スポーツや水辺の活動を通じて、自然とのふれあいや様々な人々との交流を体験することができるB & G海洋センター複合型施設（愛称：うみてらす北の脇）が北の脇海水浴場に隣接する地にオープンしました。



施設全景（オープニングイベント実施時）

北の脇海水浴場は、最高ランクの水質を誇り、日本の渚百選にも選ばれ、2 kmに及ぶ長い砂浜と広大な松林との自然の景観に恵まれた西日本有数の海水浴場です。当施設は、海洋性スポーツの拠点機能に加えて、海水浴場の監視所としての機能を備え、またコミュニティスペースとしての集会所的機能や交流施設としての機能など多目的な機能を有する施設として建設されました。



カヤック体験実施の様子

施設のコンセプトとして「オフシーズンも活動する通年型利用」、「多様な団体や組織との連携」、「海の監視機能を有す



水上トランポリン器材使用の様子

る複合施設」「地域活性化・地域外からの交流人口の増加」の4つを掲げ、誰もが海に親しめる次世代型艇庫として利用の促進を図っていくことを目的として

います。

具体的な活動内容は、6月から10月は海洋レクリエーション体験として、スタンドアップパドルボードやカヌー体験を中心とした活動を実施しますが、海洋レクリエーションのオフシーズンにおいても、「海塩づくり体験」、「干物づくり体験」、「海の世界学習」など、子どもを対象とした海に親しむ学習活動や、「ヨガ教室」、「ウクレレ教室」、「おいしいコーヒーの淹れ方教室」など、市民の健康づくりや文化的活動、その他多種多様な研修や講習など、年間を通じて多目的な利用を計画して活動を実施しています。

また、本市ではスタンドアップパドルボードを活用した定住促進などを図る「阿南サップタウンプロジェクト」に取り組んでいます。関係団体と連携し、ローカル・ビジターの垣根を超えたクラブチームの創設を通じたパドラー同士の交流推進の取り組みや、大会誘致に



「汐風ヨガ」事業の様子

向けたイベントの共同開催など、阿南の自然を活用した地域の魅力創出、観光による交流人口の増加に向けた取り組みを進めていきたいと思ひます。

阿南市にお越しの際は、オールシーズン阿南の海を満喫できる「うみてらす北の脇」にぜひお越しください。

お問い合わせ

阿南市教育委員会 スポーツ振興課
TEL 0884-22-3394

美波町

みなみらい広場整備事業（美波町医療体制整備事業）



医療保健センター 中庭



プレイスロープ

【整備することとなった経緯】

美波町は、平成18年3月に旧由岐町と旧日和佐町の2町合併により誕生いたしました。

合併当初から多くの検討課題がありましたが、その中でも両町にあった町立国民健康保険由岐・日和佐病院は、施設の老朽化や、医師不足などから病床利用率の低下に伴う経営の悪化などによる、病院統合再編が最大かつ喫緊の課題でありました。

平成22年度から検討委員会を組織し協議を重ねた結果、入院機能は病院に集約、診療所は無床化とした1病院1診療所による統合・再編と決定しました。

併せて、南海トラフ巨大地震による地震・津波による津波浸水被害が想定されていることから、入院機能を有する病院は津波浸水被害のない高台（地域高規格道路「日和佐道路由岐IC付近」）へ整備し、診療所については、平成18年3月に閉校した旧徳島県立日和佐高等学校跡地が町の中心部にあることから、津波浸水を考慮した避難ビルと位置づけ、町の医療・保健・福祉・介護の拠点「美波町医療保健センター」として整備、隣接したデイサービスセンター、児童館、旧高校グラウンドを含め周辺一帯を「生きがい交流空間」として整備することといたしました。



全体イメージ 模型写真

【みなみらい広場】

「生きがい交流空間」は先述の既存施設と、新たに整備する医療保健センター及びこれまで町の中心部に地域住民の交流の場がなかったことから公園を整備し、それぞれが周辺施設との繋がりを持てることを考慮して計画いたしました。

併せて、整備にあたって町民や利用者が親しみをもてる愛称を募集し、美波町の「みなみ」と「未来」で



みなみらい広場全景

町民一人ひとりが未来に輝くことを願い、健康、生きがいを育むスクエア（広場）として、親しみやすく・末永く愛されることを願い「みなみら

いスクエア」に決定しました。

医療保健センターの開所に伴い日和佐診療所が改めて開設され、それによって旧日和佐診療所跡地に公園「みなみらい広場」を整備いたしました。敷地面積3,894㎡、周辺施設である地域集会所、デイサービスセンター、児童館、グラウンド利用者の幼児から高齢者、家族連れまで地域の方々が幅広く利用・交流可能な広場として整備、令和2年3月にすべての工事が完了いたしました。

みなみらい広場にはグラウンド利用者と兼用のトイレ棟のほか、あずまや、ベンチ、遊具（プレイスロープ：滑り台）、駐車場13台分などを整備いたしました。



医療保健センター 正面

健康、生きがいを育む広場として、親しみやすく・末永く愛されることを願い、地域の住民たちを見守る施設として活用されることを期待しています。

美波町の中心地、日和佐川の畔に完成した「みなみらい広場」は四国霊場23番札所薬王寺から、うみがめが上陸産卵に訪れる大浜海岸までのほぼ中程に位置しています。

美波町ではここ数年サテライトオフィスの進出や飲食店の開業、また徐々にではありますが薬王寺門前町も少しずつにぎわいを取り戻してきており、人口減少が進む過疎の町でも何かにぎやかである、にぎやかな過疎の町「にぎやかそ」をキャッチフレーズに地方創生に取り組んでおりますので、ぜひ美波町にお越しください。

お問い合わせ

美波町政策推進課 TEL 0884-77-3616

徳島県の投票率から見る 選挙啓発と主権者教育について

市町村課主事（行政担当・選挙管理委員会事務局併任） 濱田 栄一郎

はじめに

平成二十七年度の法改正により、選挙年齢が十八歳に下げられて以降、平成二十八年参議院議員通常選挙、平成二十九年衆議院議員総選挙、令和元年参議院議員通常選挙と三度の国政選挙が行われたが、十代・二十代の若年層の投票率は、常に全体の投票率を下回っている状況である。また、若年層に限らず全体でも投票率は低下を続けている。特に、徳島県は、平成二十九年衆院選、令和元年参院選で全都道府県中、最低の投票率であり、他道府県に比べ、より深刻である。このことは、政治への関心が薄れていることの表れであり、この現状の改善のためには、政治への関心を持ち、自分たちの「一票」が政治に影響を与え、日本の将来、自分の将来に関わってくるという意識を主権者がより一層自覚する必要がある。そのため選挙啓発、主権者教育が必要である。本稿では、令和元年度に徳島県選挙管理委員会で行った選挙啓発、主権者教育等を紹介する。

選挙啓発について（常時啓発）

選挙啓発は、選挙管理委員会として選挙啓発に努めることが公職選挙法内でも定められており、県選挙管理委員会においても、政治、選挙に関する意識向上のための啓発活動を定期的に行っている。

【徳島県の投票率】

区分	全 体	18 歳	19 歳	20 歳代
		H28 参院選	46.98%	41.20%
H29 衆院選	46.47%	41.61%	21.69%	30.55%
R 元 参院選	38.59%	30.00%	19.10%	—

【全国の投票率】

区分	全 体	18 歳	19 歳	20 歳代
		H28 参院選	54.70%	51.28%
H29 衆院選	53.68%	47.87%	33.25%	33.85%
R 元 参院選	48.80%	34.68%	28.05%	—

※「20歳代」及び「R元 参院選の18歳、19歳」は、全国188投票区における抽出調査（47都道府県×4投票区）

※公職選挙法第六条（抜粋）

総務大臣、中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙管理委員会、都道府県の選挙管理委員会及び市町村の選挙管理委員会は、選挙が公明かつ適正に行われるように、常にあらゆる機会を通じて選挙人の政治常識の向上に努めるとともに、特に選挙に際しては投票の方法、選挙違反その他選挙に関し必要と認める事項を選挙人に周知させなければならない。

1 高等教育機関との連携

若年層の投票率では、十八歳の投票率は比較的高いが、十九歳の投票率が若年層の中でも特に低い。十八歳は、高等学校等でも主権者教育を受ける機会が多いため若年層の中でも高いが、十九歳は、高校を卒業し、就職や進学で実家を離れて新生活を送る例が多く、その際に住民票を実家から異動させないため、居住地での投票ができない状況が投票率の低下に影響していると考えられる。また、高等学校で受ける主権者教育だけでなく、その後も継続した主権者教育が必要であり、大学等の高等教育機関と連携し、高等学校からの継続した主権者教育と住民票異動の呼びかけ、その他啓発活動に取り組む必要がある。

(一) 選挙啓発の連携協力に関する協定

県選挙管理委員会は、県内の高等教育機関（徳島大学、鳴門教育大学、阿南工業高等専門学校、徳島文理大学、四国大学、徳島工業短期大学）と「選挙啓発の連携協力に関する協定」を締結しており、後述の出前講座や選挙時の臨時啓発等を連携して行っている。その他、県選挙管理委員会と高等教育機関で定期的に連絡会議を開き、主権者教育についての意見交換等を行い、連携協力の効果向上に努めている。令和元年度の連絡会議では、学校行事内での選挙啓発の依頼、ゼミ、サークルとの連携等を県選挙管理委員会から提案し、各高等教育機関と令和二

年度の活動について話し合うことができた。

(二) 若者向け明るい選挙出前講座

若者向け明るい選挙出前講座事業とは、県下の高等教育機関等に通う選挙権取得前後の世代である若者に対し、政治や選挙に対する関心と参加意欲の向上を図るため、出前講座を行う事業である。講師は、主権者教育に関して一定の知識、経験を有する者として総務省から委嘱を受けている主権者教育アドバイザーを活用している。



選挙出前講座

四回実施し、延べ三六四名の参加があった。講座内容は、選挙に行く際の心得や政治と選挙の関係性等についての講義とグループワーク等が行われ、学生にとって選挙・政治について考えるきっかけになったと思われる。講座終了後のアンケートでは、多くの参加者が「政治や選挙に興味を持てた」との回答があった。また、選挙に行かなかった理由や選挙に関心を持っていない理由も収集し、今後の選挙啓発の参考になる若年層の意見を収集できた。

(三) その他

令和元年度は、統一地方選挙、参院選、県議補欠選挙が続いていたため、実施はできなかったが、学園祭での啓発活動等も行っている。

2 模擬投票体験事業

模擬投票体験事業とは、ショッピングモール等において、実際の投票に近い形で模擬投票を開催する事業。買い物客を対象とし、また投票権のない若年層や子どもにも投票を体験してもらい選挙への参加意欲向上を図る。令和元年度は、阿南市のショッピングモール「フジグラン阿南」にて、明るい選挙イメージキャラクター「めいすいくん、阿南市のマスコットキャラクター



模擬投票体験事業

ターあななん、徳島県のマスコットキャラクタークタールのすだちくんの三キャラクターを候補者とした人気投票を開催し、当日は、県選挙管理委員会職員と阿南市選挙管理委員会職員、明るい選挙推進委員で協力し、模擬投票の準備や買い物客への声かけ等を行った。結果、二〇八名の方に模擬投票を体験して

選挙啓発事務研究会で使用したワークシート

実際に候補者の政策が行われたらどうなるかな…？ 考えてみよう！

()年()組()番 名前()

1. 候補者の政策と、実際に起こる可能性があることがらを線でつないでみよう。

【A候補】	<ul style="list-style-type: none"> ■ <input type="checkbox"/> きらいなものを無理して食べなくてもいいです
毎日、運動場を2周走ります	<ul style="list-style-type: none"> ■ <input type="checkbox"/> 体力が付き、丈夫な体をつくれます ■ <input type="checkbox"/> 英語が話せるようになります
給食は好きなものだけを食べてよいことにします	<ul style="list-style-type: none"> ■ <input type="checkbox"/> 汗をかき、つかれます ■ <input type="checkbox"/> バランスよくご飯を食べないと、健康な体づくりができません

【B候補】	<ul style="list-style-type: none"> ■ <input type="checkbox"/> 朝早く起きて、学校に行く準備をしなければいけません ■ <input type="checkbox"/> 学校がうるさくなり、勉強に集中できません ■ <input type="checkbox"/> ゴミがそのままになり、学校が汚くなってしまいます
帰宅時間を早くするために登校時間を早くします	<ul style="list-style-type: none"> ■ <input type="checkbox"/> 帰宅後の時間が長くなり、遊ぶ時間が増えます ■ <input type="checkbox"/> ぞうきんがけなど大変なことをやらなくてよいです
掃除の時間をなくします	<ul style="list-style-type: none"> ■ <input type="checkbox"/> 給食のメニューがごうかになります ■ <input type="checkbox"/> テストの勉強をしなければいけません ■ <input type="checkbox"/> 学力がアップします

【C候補】	<ul style="list-style-type: none"> ■ <input type="checkbox"/> 授業の間の休み時間を長くします ■ <input type="checkbox"/> テストの勉強をしなければいけません ■ <input type="checkbox"/> 学力がアップします
週に1回漢字と算数のテストを行います	<ul style="list-style-type: none"> ■ <input type="checkbox"/> 帰る時間が遅くなり、遊ぶ時間も減ってしまいます ■ <input type="checkbox"/> 友達と遊んだり、お話ししたりする時間が増えます

2. 市長になってほしいのは… **候補** ➡ **投票しよう！！**

いただいた。参加者は買い物に来ていた家族が多く、子どもにも多く参加してもらい、子ども達にとって選挙というものを知るきっかけになったと思われる。

3 選挙啓発事務研究会

県選挙管理委員会及び市町村選挙管理委員会の選挙啓発担当者が啓発活動の方法等について研究協議する選挙啓発事務研究会を毎年開催している。令和元年度は、県選挙管理委員会から他県で行われている小学生向けのワークショップ

を紹介し、参加者で実際にワークショップを行った。ワークショップは、「施策の表裏を読み取る」というテーマで候補者の施策がどのような施策に繋がるかを考えさせ、それぞれの候補者の施策を理解した上での投票を体験してもらった。ワークショップの内容を変えるだけで小学生から高校生に幅広く活用もでき、参加者からは研究会で使ったデータがほしいとの要望もあった。

臨時啓発

臨時啓発とは、選挙時期に投票日、投票に関する必要な事項の周知や投票への参加を呼びかける啓発活動である。例として、広報車による巡回や街頭啓発等がある。令和元年度参議院議員通常選挙での臨時啓発の一部を次のとおり紹介する。

1 若者向け選挙啓発動画の集中放映

若者への効果的な選挙啓発を狙い、若者向け選挙啓発動画を利用した。動画は多くの若者の目に触れるように若年層がよくいるイオン徳島や大学で集中放映した。また、オンライン動画サービスyoutubeでも動画配信を行った。

2 SNSによる選挙広報

若者の関心度が高いSNS（ソーシャルネットワークワークサービス）アプリであるTwitterや「agebook」で徳島県選挙管理委員会としてアカウトを開設し、選挙に関する様々な情報や啓発活動の様子等を投稿するほか、SNSアプリLINE内のタイムライン、「LINE NEWS」への広告を掲載、携帯会社が行う若年層を対象としたメール配信サービスによる投票日の周知等、若者の関心が高いツールを積極的に採用した。Twitterや「agebook」は、臨時啓発だけでなく、定期的に投稿し関心を集まるよう工夫している。

3 ショッピングモールやバス停での広報

徳島市内のショッピングモールイオン徳島のレジに設置されたモニターでの選挙啓発動画

マイナンバーカードの 取得の推進について

市町村課主事（行政担当） 高田 尚也

はじめに

平成二十七年十月以降、住民票を有する全ての住民に対し、マイナンバー（個人番号）が通知され、平成二十八年一月よりマイナンバーカードの交付が開始された。

その後、令和元年六月二十一日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2019」（以下「骨太の方針」という。）において、令和元年五月二十二日に公布された「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」に基づき、令和三年三月から本格実施されるマイナンバーカードの健康保険証利用を着実に進めるため、地方公共団体及び地方公務員共済組合の取組について、地方公務員等による令和元年度中のマイナンバーカードの取得を推進することとされたところである。

本稿では、マイナンバーカードの取得の推進に向けた取組や令和元年度において調査された、地方公務員等のマイナンバーカードの取得状況のうち、徳島県内の市町村、一部事務組合及び広域連合における令和元年十二月末現在の取得状況について記載したい。

なお、組合員数又は被扶養者数が五人以下の団体に係るマイナンバーカードの申請者数、取得者数、申請率、取得率の情報を削除して集計した数値を使用している。

調査対象者について

「マイナンバーカードの申請・取得状況の把握について（照会）」（令和元年六月二十八日付け総行福第二十四号）（以下、「本照会」という。）において、照会の対象となる者は、地方公共団体等に所属する地方公務員共済組合の組合員（公立学校共済組合及び警察共済組合の組合員を除く。）とされた。

マイナンバーカード申請状況

総務省が取りまとめた全国の地方公務員等（公立学校共済及び警察共済組合の組合員等を除く。）のマイナンバーカードの申請状況（令和元年十二月末現在）としては、組合員と被扶養者の合計三〇二万八三六七人のうち、交付申請者は七二万一五三二人、率としては、二三・八％という結果であった。

また、組合員だけで見ると、組合員数一五八万五五七人

令和元年12月31日時点
(回答済み団体分のみ)

地方公務員等（公立学校共済組合及び警察共済組合の組合員等を除く。）のマイナンバーカード申請状況について (単位:人)

①組合員数 (12月末時点)	②被扶養者数 (12月末時点)	③組合員及び被扶養者数 (①+②)	④マイナンバーカード交付申請者数 (12月末時点で取得済の者を含む申請済の組合員)	⑤マイナンバーカード交付申請者数 (12月末時点で取得済の者を含む申請済の被扶養者)	⑥マイナンバーカード交付申請者数 (12月末時点で取得済の者を含む申請済の組合員等) (④+⑤)	⑦組合員申請率 (④/①)	⑧被扶養者申請率 (⑤/②)	⑨組合員及び被扶養者申請率 (⑥/③)
1,585,587	1,442,780	3,028,367	475,909	245,623	721,532	30.0%	17.0%	23.8%

のうち、四七万五九〇九人が交付申請を行っており、三〇・〇%の申請率となった。

なお、回答の対象となっている三四八五団体中、三四七六団体が回答し、未回答の団体に係る組合員及び被扶養者数については、除いて算出されている。

徳島県内の交付申請率

徳島県内の各市町村、一部事務組合及び広域連合における令和元年十二月末現在の申請状況について取りまとめた結果、組合員数が八八〇九人、被扶養者数が七八四五人であり、その合計は一万六六五四人であった。

このうち、マイナンバーカードの交付申請者（取得済みの組合員、被扶養者を含む。）は組合員が二五〇〇人、被扶養者は一〇〇八人であり、その合計は三五〇八人であった。

交付申請率で見ると、組合員は二八・四%、被扶養者は一二・八%であり、組合員と被扶養者の合計は二一・一%であった。

全国交付申請率との比較

先述のように、全国の交付申請率の取りまとめ結果では組合員が三〇・〇%、被扶養者が一七・〇%、組合員と被扶養者の合計が二三・八%であったのに対し、徳島県内の取りまとめ結果では、組合員は二八・四%、被扶養者は一二・

八%、組合員と被扶養者の合計は二一・一%であった。

それぞれの交付申請率を比較してみると、組合員が約一・六%、被扶養者が約四・二%、合計が約二・七%と、いずれも低い割合となっている。

また、組合員の交付申請率において、全国の交付申請率を上回っている徳島県内の各市町村、一部事務組合及び広域連合は組合員数がゼロの団体を除いた計四十九団体中、十四団体であった。被扶養者の交付申請率では十団体が全国の交付申請率を上回っていた。組合員と被扶養者の総計で全国の交付申請率を上回っている団体は十三団体であった。

県内団体の比較

徳島県内の各団体の取りまとめ結果より、組合員の交付申請率が最も高い団体では九二・九%であった。被扶養者では七〇・〇%で、組合員と被扶養者の総計では七六・一%が最も高い割合となった。

また、交付申請率が五〇%以上の団体数は、組合員では八団体、被扶養者では二団体であった。

組合員と被扶養者の交付申請率は一団体を除いて組合員の方が交付申請率が高いという状況であった。（双方が〇%の団体は考慮しない。）

取得推奨の取組

本照会では、地方公務員共済組合から組合員に被扶養者分も併せて、地方公共団体情報システム機構（以下「J・L・S」という。）との協議により指定されている様式及び規格に基づき、個人番号カード交付申請書（以下「交付申請書」という。）に各組合員等の氏名、住所、生年月日、性別を印字した上で配布されており、この交付申請書によりマイナンバーカードの交付申請者数の集計も実施されている。

徳島県内においては、地方公務員共済組合が配布した交付申請書により申請した組合員は、五七三人であり、被扶養者については、二七九人であった。交付申請者三五〇八人のうち、八五二名、割合にして約四分の一の方が地方公務員共済組合が作成した交付申請書により申請したことが分かる。

マイナンバーカードの申請方法

【オンライン申請】

①現在組合員等である方への対応
平成二十七年十月以降にJ・L・Sから郵送された通知カードに添付されている交付申請書に記載されている申請書ID又はQRコードを使用して、パソコン、スマートフォン、又は証明写真機によるオンライン申請により行うことができる。

また、オンライン申請を行うためには申請書IDが必要であるが、申請書IDが記載された交付申請書を紛失した場合は、住民票のある市町村において申請書IDが記載された交付申請書を無料で再発行してもらうことができる。

なお、申請書IDが記載された交付申請書については、市町村窓口に向いた本人分の交付申請書に加えて、同一世帯員分の申請書についても併せて再発行することができる。

② 今後新たに組合員等となった方への対応
令和二年四月以降の新規採用職員や年度途中に新たに組合員等になった方に対してもマイナンバーカードの取得勧奨が求められている。

③ 組合員等でない方への対応

骨太の方針において、マイナンバーカード一斉取得の推進の対象となっているのは組合員等であるが、令和四年度中にはほとんどの住民がマイナンバーカードを保有することを想定し、マイナンバーカードの普及を強力に推進することとした骨太の方針の趣旨を踏まえ、非常勤職員等で組合員でない方々であって、各地方公共団体等の職場において勤務する方々に対しても、オンライン申請による取得勧奨が求められている。

【交付申請書による申請】

① 交付申請書の配布

地方公務員共済組合が発行する交付申請書を利用する。配布された交付申請書に各組合員が

必要事項を記入し、写真を添付の上所属部署(担当事務)に提出する。

提出を受けた所属部署(担当事務)は、申請書封筒を開けることなく提出を受けた都度、交付申請書をJ・L・Sに郵送する。

【留意事項】

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、利用者証明用電子証明書が必要となり、申請にあたっては、電子証明書の発行を希望する必要がある。地方公務員共済組合が作成する紙の交付申請書の場合、「利用者証明用電子証明書不要」のチェックボックスがあるが、当該欄にチェックを入れないよう注意する必要がある。

今後の取組について

本稿では、令和元年十二月末時点の取得状況を基に記載したが、令和二年三月末時点の取得状況についても、総務省から取りまとめ結果が提供される予定である。

各団体におかれては、取得促進のための取組の参考としていただきたい。

おわりに

各団体のマイナンバーカードの交付申請率を見てみると、特に組合員では団体間で交付申請率に差があることが分かる。交付申請率が高い団体は九割を超え、低い団体はゼロである。推

マイナンバーカードの普及等の取組について

6月 「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」を決定(※第4回会議)
マイナンバーカードを基盤とした安全・安心で利便性の高いデジタル社会と公平で効率的な行政の構築を目指す

9月 マイナンバーカードの普及等に関する全体スケジュールや取組方針等を了承(※第5回会議)

全体スケジュール

マイナンバーカード交付枚数(想定)		マイナンバーカードの健康保険証としての医療機関等の利用環境整備(抜粋)	
2020年7月末	3000~4000万枚	2020年8月	詳細な仕様の確定、各ベンダのソフト開発を受け、医療機関等におけるシステム整備開始
2021年3月末	6000~7000万枚	2021年3月末	健康保険証利用の本格運用 医療機関等の6割程度での導入を目指す
2022年3月末	9000~10000万枚	2022年3月末	2022年診療報酬改定に伴うシステム改修時 医療機関等の9割程度での導入を目指す
2023年3月末	ほとんどの住民がカードを保有	2023年3月末	概ね全ての医療機関等での導入を目指す

取組方針等

<p>マイナポイントを活用した消費活性化策(令和2年度に実施)</p> <p>一定金額を前払い等した者に対して、「マイナポイント」を国費で付与</p>	<p>市区町村の交付円滑化計画</p> <p>カードの交付枚数想定を踏まえ、市区町村において交付円滑化計画を策定(9月上旬に策定依頼通知を发出)</p>
<p>マイナンバーカードの健康保険証利用(令和3年3月から開始)</p> <p>「医療機関等のシステム整備の工程表・保険証利用の移行スケジュール(案)」、「各保険者における被保険者のマイナンバーカード取得促進策」を示す</p>	<p>全業所管官庁等を通じた計画的な取組</p> <p>関係業界団体等にカードの普及と健康保険証利用について要請</p>
<p>国家公務員・地方公務員等の取得の推進</p> <p>国家公務員や地方公務員等による本年度中のマイナンバーカードの取得を推進</p>	<p>マイナンバーカードの普及に向けた広報</p> <p>様々な媒体を活用し、カードのメリットや安全性を積極的に広報</p>

9月以降 各省庁、地方公共団体、関係機関等、民間事業者等それぞれにおいて、緊密に連携しつつ、マイナンバーカードの普及等の取組を推進

マイナンバーカードの健康保険証利用に向けた取組状況等について

取組状況等

オンライン資格確認システムの構築(①②)

- 令和3年3月からの利用開始を目指し、厚生労働省・社会保険診療報酬支払基金、各保険者において、システム整備・改修を実施中
- 令和2年夏頃から、支払基金と各保険者との間のシステム運用テストを実施予定
- 令和2年秋頃から順次、保険者から支払基金のシステムに医療保険資格情報を登録予定

保険医療機関・薬局におけるマイナンバーカード読取端末やシステムの導入(③)

- 10月に、厚生労働省から、保険医療機関・薬局におけるマイナンバーカードの読取端末やシステムの導入について、技術解説書を公表
- 令和2年1月頃に、医療情報化支援基金を活用した保険医療機関・薬局への支援手続について周知し、夏頃から順次、端末等の導入を進める(※医療情報化支援基金／令和元年度予算:300億円 令和2年度予算案:768億円)

各保険者におけるマイナンバーカードの取得支援等(④)

- 9月に、厚生労働省から、都道府県知事・全保険者に対し、以下を依頼する局長通知を发出
 - ①市町村や事業主と協力し取得促進に積極的に取り組む
 - ②市町村の出張申請方式を積極的に検討
 - ③国の広報素材を活用しつつ周知広報を実施
 - 各保険者において、被保険者等へのカード取得支援等を実施
 - ・国家公務員共済組合と地方公務員共済組合では、広報や交付申請書の配布により、加入者のカード取得を支援
 - ・市町村国保と後期高齢者医療制度では、市町村のマイナンバー担当部局と連携し、健康診断等の会場、高齢者が集う場等を活用した周知広報を実施
- ／ 令和2年度からは、交付申請書を配布し、未取得者へのカード取得支援も実施予定

仕組み

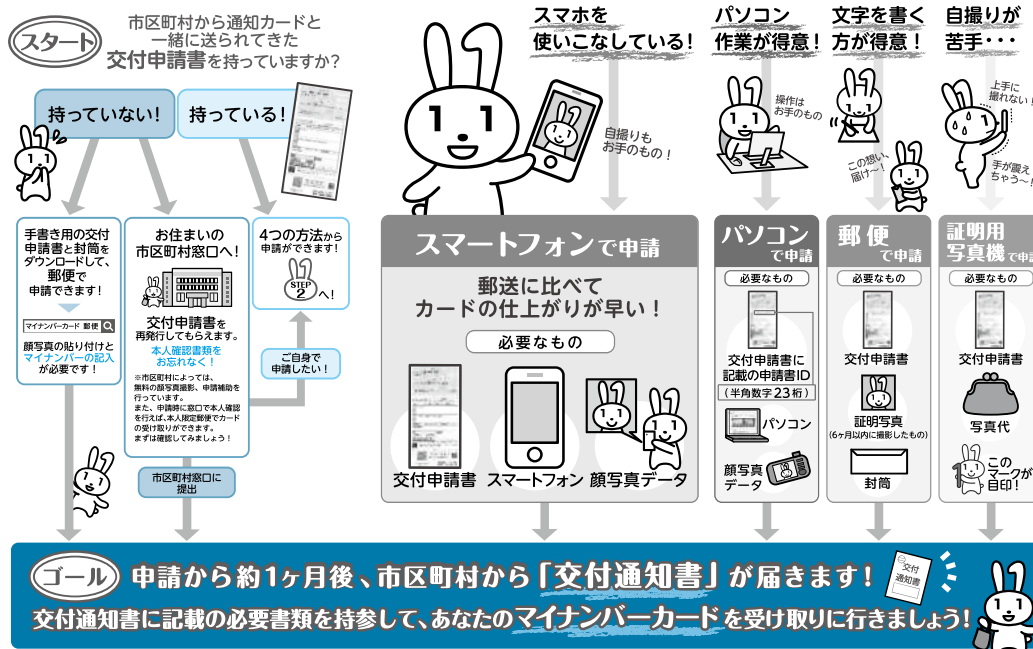


メリット

- 健康保険証としてずっと使える**
就職や転職、引越してもカードで受診できる。
- 医療保険の資格確認がスピーディー**
カードリーダーにかざせば、スムーズに医療保険の資格確認ができる。
- 窓口への書類の持参が不要**
高齢受給者証や高額療養費の限度額認定証などの書類の持参が不要になる。
- 健康管理や医療の質が向上**
マイナンバーで、自分の薬剤情報や特定健診情報を確認できるようになる。また、患者の同意のもと、医師が薬剤情報や特定健診情報、薬剤師が薬剤情報を、確認できるようになる。
- 医療保険の事務コストの削減**
医療保険の請求誤りや未収金が減少する。
- 医療費控除も便利**
マイナンバーを通じて医療費情報を取得し、領収書がなくても確定申告書に自動入力されるようになる。

④ マイナンバーカードの申請は簡単!

- STEP 1 **まずは必要なものをチェック!** STEP 2 **あなたは何派? マイナンバーカード申請方法診断チャート!**



測ではあるが、交付申請率が高い団体は団体内で組織的な取組を行っているのではないかと。住民に対しマイナンバーカードの申請受付等を担当している部署などが舵を取り、団体内で組織的に取組を推進することで職員や被扶養者の交

付申請率は向上するものと考えられる。また、令和四年度にはほとんどの住民がマイナンバーカードを取得する目標が立てられている状況を考えれば、早期に新規採用職員や、中途採用の職員も含めて全員がマイナンバーカー

ドを取得することが求められている。マイナンバーカードの健康保険証利用や既にサービスを開始している団体もある住民票等のコンビニ交付サービスなど、マイナンバーカードを利用することができる場面が増えている。

地方公共団体等は住民へのサービスの提供者として、自身がマイナンバーカードを取得し、実際に利用してみたい。また、マイナンバーカードの取得を推進していただきたい。

令和二年三月三日付
総務省自治行政局公務員部福利課事務連絡「マイナンバーカードの取得の推進に向けた広報資料について(参考)」より抜粋

※資料出典
デジタルガバメント閣僚会議(第六回)(令和元年十二月二十日)
総務省ホームページ掲載資料

公営企業の「見える化」について

市町村課主事（企画財政担当） 梶澤 裕史

はじめに

公営企業は急激な人口減少等に伴い、サービ
ス需要の大幅な減少、施設の老朽化に伴う更新
需要の増大が予測され、将来厳しい経営環境に
なることが予測されている。そこで総務省は主
として『経営戦略の策定・PDCA』『抜本的
な改革の検討』『公営企業の「見える化」』の三
つを掲げ公営企業における更なる経営改革の推
進に取り組んでいる。『経営戦略の策定・PD
CA』とは経営戦略を策定することにより、中
長期的な投資・財政計画を策定し、PDCAサ
イクルにより必要な見直しを図ること、『抜本
的な改革の検討』とは「事業廃止、民営化・民
間譲渡、広域化及び民間活用」の四つの経営改
革の取組みを柱として今後の方向性について検
討していくこと、『公営企業の「見える化』』と
は複式簿記による経理を行うことでの、経営・
資産の状況の「見える化」の推進、経営指標の
経年分析や他の地方公共団体との比較を通じて、
経営の現状及び課題を分析することをそれぞれ
目的としている。この三つの取組みはそれぞれ
相互に深く密接に結びついている。

本稿では『公営企業の「見える化』』の核と
なる「公営企業の適用拡大」と「経営比較分析
表の作成・公表」について説明していく。

公営企業とは

地方財政法第五条第一項に基づき地方公共団
体が特別会計を設けて運営される事業である。
よって、公営企業はそれ自体が法人格を持た
ず、地方公共団体に帰属する。地方財政法によ
り、上水道その他の給水事業、下水道事業、電
気事業、ガス事業、鉄軌道事業、自動車運送事業、
船舶その他の運送事業、その他について、この
業態をとることが指定されている。

地方公営企業法の適用を受ける形態（法適用
事業）と、それ以外の形態がある。

法適用事業と法非適用事業について

法適用事業には当然に地方財政法の適用を
受ける事業（上水道事業、工業用水道事業等）、
同法の財務規定の適用を受ける事業（病院事
業、市町村で条例を設けることにより同法の
適用を受ける事業（観光事業等）がある。

法非適用事業とは同法を義務的には適用しな
い事業（簡易水道事業、下水道事業等）である。

公営企業の適用拡大について

総務省は平成二十七年一月二十七日付総務大
臣通知「公営企業会計の適用の推進について」、
平成三十一年一月二十五日付総務大臣通知「公
営企業会計の適用の更なる推進について」によ

り、地方公営企業法（昭和二十七年法律第二九二号）を適用していない事業（以下「法非適用事業」）について、各地方公共団体に対して同法の規定の全部又は一部（財務規定等）を適用し、公営企業会計に移行すること（法適用化）を要請している。通知では平成二十七年年度と令和元年度までが人口三万人以上の市町村の簡易水道事業・下水道事業（公共・流域）の集中取組期間、令和元年度と令和五年度までが人口三万人未満の簡易水道事業・下水道事業（公共・集落排水・浄化槽）の拡大集中取組期間と定められている。

法適用化の状況について

平成三十一年四月一日の時点で全国の簡易水道事業、下水道事業を実施している人口三万人以上の地方公共団体のうち、法適用化済・現在法適用化に取り組んでいる割合がそれぞれ簡易水道事業が九七・七％、下水道事業（公共・流域）が九九・五％である。同様に人口三万人未満の地方公共団体のうち法適用化済・現在法適用化に取り組んでいる割合はそれぞれ簡易水道事業が四五・九％、下水道事業が三四・五％である。徳島県内においては平成三十一年四月一日の時点で簡易水道事業、下水道事業を実施している人口三万人以上の地方公共団体のうち、法適用化済・現在法適用化に取り組んでいる事業数

は簡易水道事業が四団体内三団体が法適用化済、一団体が統廃合確定等となっており、下水道（公共・流域）事業は八団体内二団体が法適用化済、六団体が令和二年四月一日に法適用化予定となっている。同様に人口三万人未満の地方公共団体のうち法適用化済・現在法適用化に取り組んでいる事業数は簡易水道事業が十一団体内三団体が法適用化済、二団体が取組中、四団体が検討中、一団体が検討未着手、一団体が統廃合確定等となっており、下水道事業は十二団体内一団体が法適用化済、二団体が取組中、九団体が検討中となっている。

公営企業適用拡大に向けた支援について

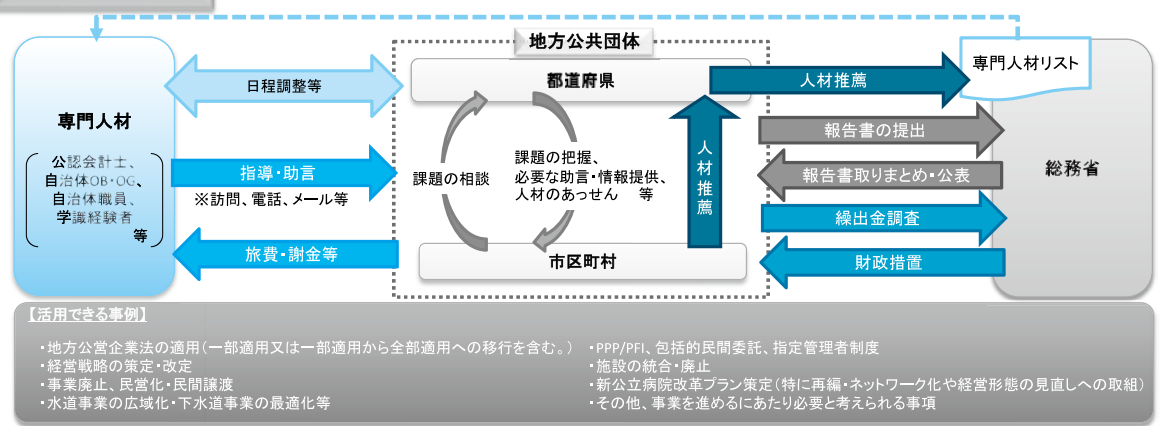
○公営企業経営支援人材ネットワーク事業の創設

総務省は全国で公営企業の経営改革等に係る専門知識・ノウハウを有する人材

公営企業経営支援人材ネット事業について

職員の大量退職等により、事業の経営面に精通した人材が不足する中で、公営企業の経営改革に取り組もうとする地方公共団体が、その諸課題に対応する専門人材を招へいし、指導・助言を受けながら取組を行う場合の専門人材の招へいや経営状況の分析などに必要な経費について総務省が支援。

1. 活用スキーム



2. 人材ネット事業に関する特別交付税措置

- (1) 対象経費
- ・ 専門人材の謝金、旅費
 (例：経営戦略の改定に際し、専門人材からの助言を受けるために、定期的に講習会・勉強会を開催するための経費)
 - ・ 経営状況の分析等に要する経費
 (例：抜本的な改革の検討に当たり、中長期的な経営の見通しのために必要な調査や情報収集等のための経費)
 - ・ その他（会場借上費、印刷費等）
 ⇒ 対象経費の上限額200万円（年間合計額）
- (2) 地方交付税措置の内容
- ・ 対象経費の1/2（100万上限）について一般会計から繰り出すこととする。
 - ・ 一般会計繰出額の1/2（50万上限）について特別交付税措置を講ずる。

を活用できる環境を整えるため、平成二十八年より「公営企業経営支援人材ネットワーク事業」の運用を開始し、地方財政措置を講じている。平成三十年度には、多様な事業等についても対応可能な体制を整備するため、登録者の拡充を行った。

人材ネットワーク事業においては特別交付税措置もされている。

○「地方公営企業法の適用に関するマニュアル」等の公表

総務省は、「地方公営企業法の適用に関する実務研究会」における検討の結果を踏まえて、平成二十七年一月二十七日に「地方公営企業法の適用に関するマニュアル」を公表した。

現在では平成三十一年三月改訂版が最新のマニュアルとなっている。

法適用事業に関するマニュアルの メンテナンス

○経営、資産等の正確な把握による経営管理の向上が見込める。

発生主義を導入し、民間企業と同様の精度の高い財務諸表（貸借対照表、損益計算書、固定資産台帳等）を作成することにより、公営企業の経営、資産等を正確に把握することが可能である。

○計画的な基盤の強化、財政マネジメントの向

上等が可能である。

○経営に要する経費の的確な原価計算により、適切な料金算定をすることが可能である。

○経営の透明性が向上し、他団体との比較可能性も確保され、議会・住民のガバナンスの向上が見込める。

○弾力的な経営を行うことが可能である。

予算を超える弾力的な支出、効率的・機動的な資産管理等が可能となり、経営の自由度が向上する。

公営企業会計の適用拡大と 経営比較分析表について

経営比較分析表とは経営及び施設の状況を表す経営指標を用いて公営企業の各事業ごとの経年比較、他公営企業との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行い、取りまとめ発表を行っているものである。毎年、分析表を公表されている事業は増加しており、令和元年度においては工業用水道事業が追加されている。

公営企業会計が適用拡大されると経営比較分析表により、他公営企業と比較できる項目が増加し、より正確な経営状況の比較を行うことができる。そのことにより、より正確な現状の問題の分析、経営改善を行うことができる。

具体的な例として挙げると、簡易水道事業で法適用事業と法非適用事業を比較すると、累積欠損比率、流動比率、有形固定資産減価償却率、

管路経年化率の項目について法適用事業については分析されているが、法非適用事業においては分析されていない。この一部だけを見ても法適用化されている公営企業の方が詳細な状況を把握できていることがわかる。

おわりに

公営企業の法適用化は年々進んでおり、経営状況も総務省が毎年発表している地方公営企業決算の概要を見ても年々改善されているように見受けられる。しかし、冒頭で触れた急激な人口減少等に伴い、サービス需要の大幅な減少、施設の老朽化に伴う更新需要の増大等の問題が現時点で全て解決されているわけではない。今後、人口規模の少ない市町村の公営企業も法適用化が進んでいき、日本全国でより正確な経営状況の分析が可能になり、現状は比較するのが難しかった公営企業間の経営比較も正確に行えるようになることが問題点の解決の一助となると考えられる。公営企業の経営改善には「公営企業会計の適用拡大」「経営比較分析表の作成・公表」を中心とした『公営企業の「見える化」』の推進が欠かせないため今後も積極的に取り組んでいくことが必要である。

法適用簡易水道事業経営比較分析表

経営比較分析表（平成30年度決算）

徳島県 牟岐町

業種名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	水道事業	簡易水道事業	C3	非設置
資金不足比率 (%)	自己資本構成比率 (%)	普及率 (%)	1か月20㎡当たり家庭料金 (円)	
-	67.06	90.84	3,000	

人口 (人)	面積 (km ²)	人口密度 (人/km ²)
4,144	56.62	73.19
現在給水人口 (人)	給水区域面積 (km ²)	給水人口密度 (人/km ²)
3,709	16.75	221.43

グラフ凡例

- 当該団体値 (当該値)
- 類似団体平均値 (平均値)
- 平成30年度全国平均

分析欄

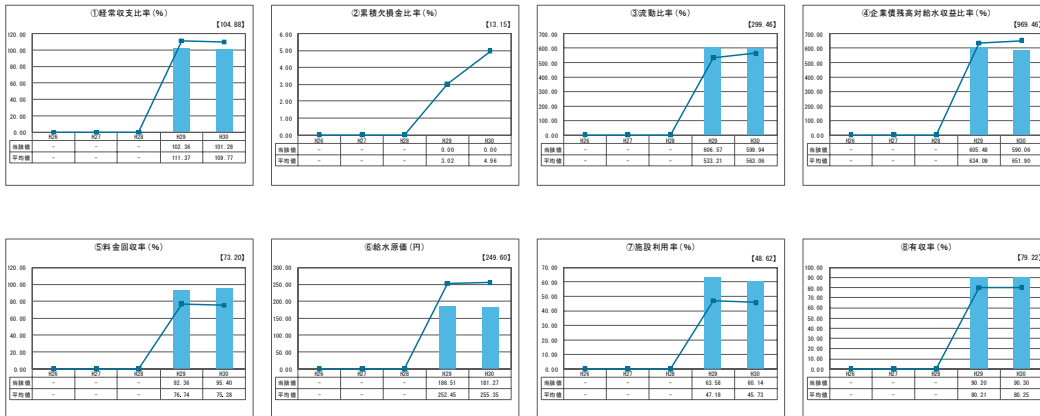
1. 経営の健全性・効率性について
 ・経営収支比率が100%を超えているため、財政的に困難な状態であるが、より一層コストカットを行い、効率的に安定した健全な財政運営を行っていききたい。
 ・将来的には、経営の改善も検討していかねければならない。

2. 老朽化の状況について
 ・有形固定資産減価償却率が高水準の老朽化が進んでいく中で、経営状況を精査しながら、順次更新を図っていく方針。

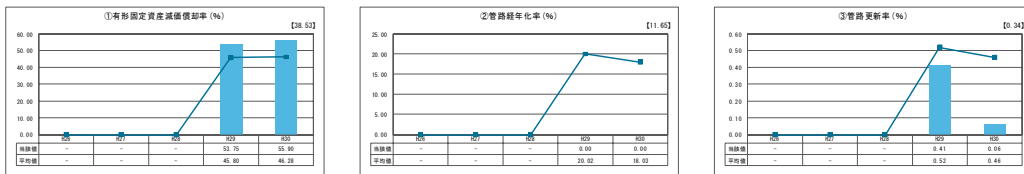
全体総括

・人口減少による料金収入の減少が見込まれるため、有利な補償金・企業債を活用し施設の撤廃・ダウンサイジング等の検討をしながら投資を行っていく。
 また、ライフラインを基盤強化し、経営基盤についてもさらなる強化を図っていききたい。

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



法非適用簡易水道事業経営比較分析表

経営比較分析表（平成30年度決算）

徳島県 那賀町

業種名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	水道事業	簡易水道事業	D2	非設置
資金不足比率 (%)	自己資本構成比率 (%)	普及率 (%)	1か月20㎡当たり家庭料金 (円)	
-	該当数値なし	70.35	2,160	

人口 (人)	面積 (km ²)	人口密度 (人/km ²)
8,415	694.95	12.11
現在給水人口 (人)	給水区域面積 (km ²)	給水人口密度 (人/km ²)
5,648	24.17	241.95

グラフ凡例

- 当該団体値 (当該値)
- 類似団体平均値 (平均値)
- 平成30年度全国平均

分析欄

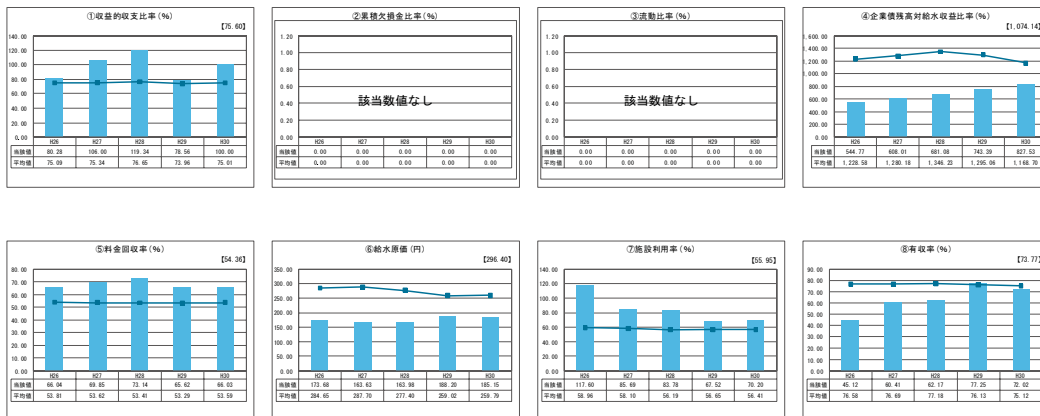
1. 経営の健全性・効率性について
 収益的収支比率は100%となっているが、繰入金による収入に依存している状態であり、今後老朽化した施設の更新が予想されるため、その影響緩和に努め無駄な支出をせず効率的な運営を行う。また、料金統一や増額等を検討して収入の確保を計画し経営の健全化を図る必要がある。

2. 老朽化の状況について
 施設の老朽化が進んでおり、更新が必要な管路や施設が多いため事業費の増加が予想される。一部の施設では更新工事に着手しているが、施設が未着手であるため、今後施設全体の更新計画を作成し計画的に更新を行わなければならない。

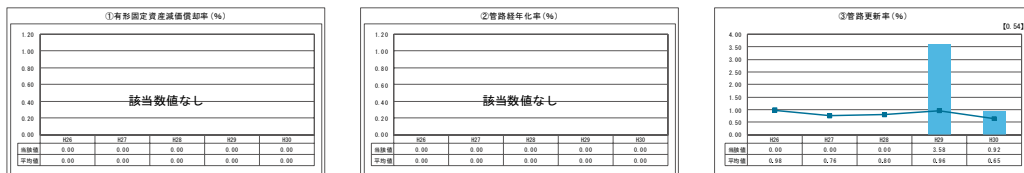
全体総括

本町は過疎化が進み人口の減少が著しく、水道料金の収入も年々少なくなっている。また、施設も旧施設ありその施設が老朽化しているため、管路や施設の更新が必要となるため経営の健全化に努める。そのためには、料金統一や増額なども検討し収入の確保を計画する必要がある。

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



平成30年度 市町村普通会計決算等について

市町村課主事（企画財政担当） 鍛冶谷 太 一

1 はじめに

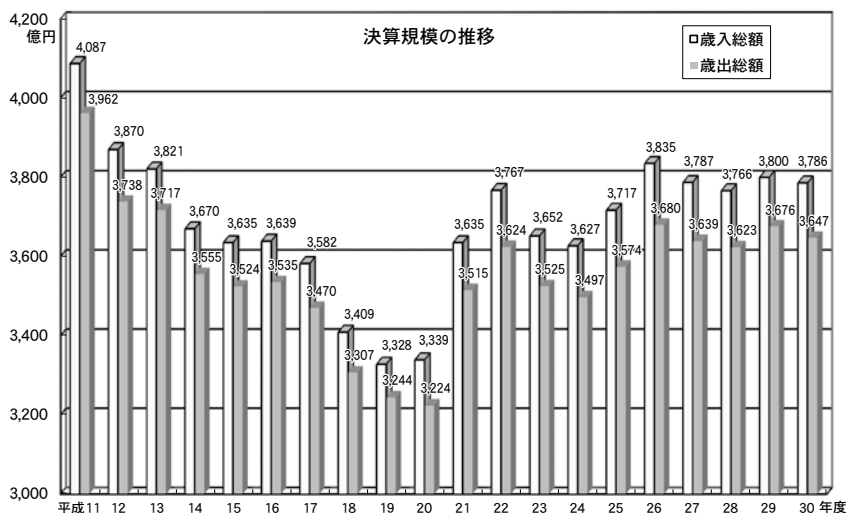
決算統計は、一般会計と特別会計（公営事業会計を除く）をまとめた普通会計と公営事業会計（公営企業及び収益事業等の特別会計）に分かれている。

普通会計の調査では「決算収支、歳入内訳、目的別歳出内訳、性質別歳出内訳、歳出内訳及び財源内訳」が基本統計として採用されており、その内容は「都道府県財政指数表」及び「類似団体別市町村財政指数表」において類型別の類似団体の決算指数が示されるため、各地方公共団体においてははこの指数表を参考としながら、財政の健全性を確保するために正確に決算統計を作成し、的確な財政分析による自己診断を行うことが必要である。

また、各地方公共団体の予算編成においても、財政指数表を活用し、類似団体と比較しながら、あるべき予算の姿を検討し、それに近づけていく努力が必要である。本文では特に徳島県内市町村の普通会計決算の状況について触れていきたい。

図表1 決算規模の状況 (単位：百万円、%)

区 分	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	決算額	増減率	決算額	増減率	決算額	増減率
歳入総額	376,622	△ 0.6	380,043	0.9	378,628	△ 0.4
歳出総額	362,257	△ 0.5	367,619	1.5	364,720	△ 0.8

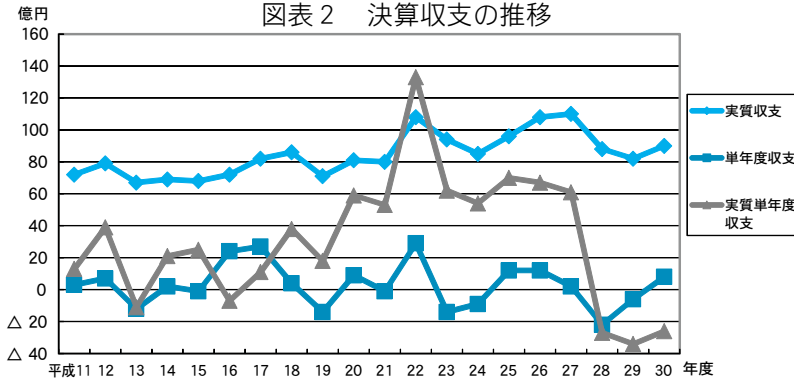


2 平成30年度 普通会計 決算の概要（決算規模）

平成三十年度の県内二十四市町村の普通会計の決算規模は、
歳入決算額三七八、六二八百万円
（対前年度▲一、四二五百万円▲〇・四％）
歳出決算額三六四、七二〇百万円
（対前年度▲二、八九九百万円▲〇・八％）
となっている。

歳入決算額は、地方交付税や国庫支出金等が

図表2 決算収支の推移



は、一三、九〇八百万円の黒字となっている。次に、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源(四、八八五百万円)を控除した実質収支は、九、〇二三百万円の黒字となっている。また、今年度、実質収支が赤字となった団体はない。実質収支から前年度の実質収支を差し引いた単年度収支は、今年

3 決算収支について

減少し、前年度よりも減少となっている。歳出決算額は、人件費、扶助費や公債費等義務的経費が減少し、その他経費においても積立金が減少していることから、歳入と同様に前年度よりも減少となっている。

4 歳入

度は八四三百万円の黒字となっている。財政調整基金への積立て・取崩し、繰上償還金を加味した実質単年度収支は、前年度に比べて七五八百万円増加したものの、二、五九七百万円の赤字となっている。

平成三十年年度の歳入決算額は三七八、六二八百万円で、前年度に比べて一、四一五百万円、〇・四%の減少となっている。また、一般財源総額は二二三、〇一七百万円で、前年度に比べて一、〇五六百万円の減少となっており、構成比では五六・三%となっている。

(1) 地方税
地方税は一〇一、七三九百万円で、前年度に比べて一、〇六二百万円、一・一%の増加となっている。

うち、市町村民税は四四、五九七百万円で、前年度に比べて一、二五六百万円、二・九%の増加となっている。

(2) 地方交付税
地方交付税は九一、五一九百万円で、前年度に比べて二、二二四百万円、二・四%の減少となっている。

(3) 国庫支出金
国庫支出金は四九、〇三八百万円で、前年度に比べて二、〇二一百万円、四・

〇%の減少となっている。

(4) 地方債
地方債は四〇、一五〇百万円で、前年度に比べて七九九百万円、二・〇%の増加となっている。

図表3 歳入の状況

(単位：百万円、%)

区分	平成30年度		平成29年度		比較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
地方税 ①	101,739	26.9	100,677	26.5	1,062	1.1
地方譲与税 ②	3,245	0.9	3,205	0.8	40	1.2
地方特例交付金等 ③	359	0.1	277	0.1	82	29.6
地方交付税 ④	91,519	24.2	93,743	24.7	△ 2,224	△ 2.4
地方消費税交付金等各種交付金 ⑤	16,155	4.2	16,171	4.2	△ 16	△ 0.1
国庫支出金	49,038	12.9	51,059	13.4	△ 2,021	△ 4.0
県支出金	26,188	6.9	27,277	7.2	△ 1,089	△ 4.0
繰入金	17,368	4.6	14,096	3.7	3,272	23.2
地方債	40,150	10.6	39,351	10.4	799	2.0
うち臨時財政対策債 ⑥	11,248	3.0	11,769	3.1	△ 521	△ 4.4
その他	32,867	8.7	34,187	9.0	△ 1,320	△ 3.9
歳入合計	378,628		380,043		△ 1,415	△ 0.4
うち一般財源 ①+②+③+④+⑤	213,017	56.3	214,073	56.3	△ 1,056	△ 0.5
(参考) ①+②+③+④+⑥	208,110	55.0	209,671	55.2	△ 1,561	△ 0.7

※端数処理等の関係上、計等が合わないことがある。

5 歳出（性別別歳出）

平成三十年度の歳出決算額は、三六四、七二〇百万円で、前年度に比べて二、八九九百万円、〇・八%の減少となっている。

(1) 義務的経費

義務的経費は一七三、七六二百万円で、前年度に比べて二、一八四百万円、一・二%の減少となっており、歳出の構成比では四七・六%と前年度より〇・三ポイント減少している。

人件費は六二、三四九百万円で、前年度に比べて八〇八百万円、一・三%の減少となっている。扶助費は七二、〇八一百万円で、前年度に比べて三三七百万円、〇・五%の減少となっている。公債費は三九、三三二百万円で、前年度に比べて一、〇三九百万円、二・六%の減少となっている。

(2) 投資的経費

投資的経費は五三、八三二百万円で、前年度に比べて一〇〇百万円、〇・二%の増加となっており、構成比も一四・八%と、前年度より〇・二ポイント増加している。

普通建設事業費は、社会資本整備事業等に係る補助事業費の減少により、前年度に比べて一、五〇七百万円、二・九%の減少となっている。

災害復旧事業費は、豪雨被害等に伴う復旧事業の増加により、前年度に比べ一、六〇七百万円、一・七・四%増加している。

(3) その他の経費

その他の経費は一三七、一二七百万円で、前

年度に比べて八一五百万円、〇・六%の減少となっている。

物件費は四九、一七〇百万円で、前年度に比べて三二四百万円、〇・六%の増加となっている。補助費等は二八、八三四百万円で、前年度に比べて一四四百万円、〇・四%の減少となっている。

積立金は一一、三三八百万円で、財政調整基金等への積立金の減少により、前年度に比べて一、二二二百万円、九・七%の減少となっている。繰出金は四一、一四一百万円で、介護事業会計等への繰出金の増加により、前年度に比べて二五四百万円、〇・六%の増加となっている。

6 歳出（目的別歳出）

(1) 総務費

総務費は四九、五六四百万円で、文化施設の整備費の増加などに伴い、前年度に比べて一、三〇四百万円、二・七%の増加となっている。

(2) 民生費

民生費は一二九、六二二百万円で、社会福祉費などの減少に伴い、前年度に比べて一、九七八百万円、一・五%の減少となっている。

(3) 土木費

土木費は三三、八四八百万円で、道路などの社会資本整備事業の進捗により、前年度に比べて三、六九九百万円、一〇・一%の減少となっている。

(4) 教育費

教育費は三九、一六五百万円で、給食センター整備事業費の増加などに伴い、前年度に比べて四八三百万円、一・二%の増加となっている。

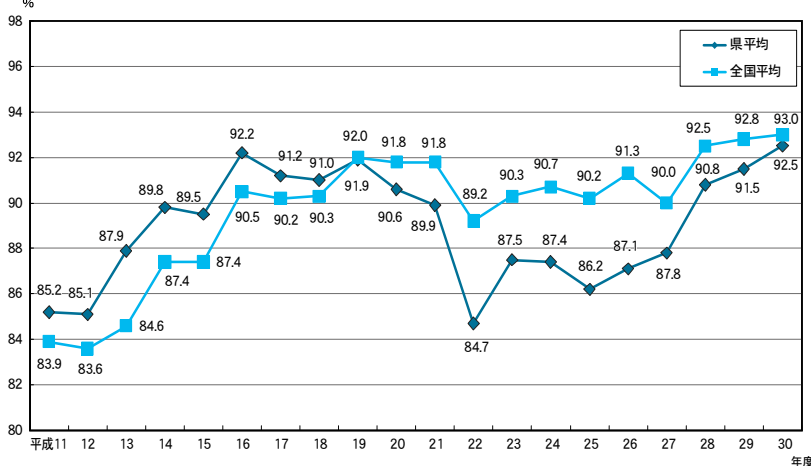
(5) 公債費

公債費は三九、三三七百万円で、地方債の償還終了などに伴い、前年度に比べて一、〇三四百万円、二・六%の減少となっている。

7 経常収支比率

財政構造の弾力性を表す経常収支比率は九二・五%で、前年度に比べて一・〇ポイント上

図表4 経常収支比率の推移



昇している。

この主な要因は、経常収支比率の算出の分母となる歳入において、地方交付税の減少に伴い、経常一般財源等が減少し、分子となる歳出において、物件費等が増加したことによる。

8 実質公債費比率

実質公債費比率は七・三％（加重平均）で、前年度より〇・一ポイント上昇しており、二年連続で上昇した。

この主な要因は、実質公債費比率の算定において、普通交付税の減少により分母となる標準財政規模が減少したことによる。

なお、実質公債費比率が一八％以上の地方債許可団体はない。

9 地方債現在高

地方債現在高は三八四、二七三百万円で、前年度末に比べて三、三五六百万円、〇・九％の増加となっており、二年連続での増加となっている。

地方債の種類別では、「過疎債・辺地債」の現在高は十四年ぶりに増加に転じた。また、地方交付税の不足分を補う「臨時財政対策債」、旧合併特例事業債を含む「一般単独事業債」等の現在高も増加している。

なお、地方債発行額は四〇、一五〇百万円で、

前年度に比べて七九九百万円、二・〇％の増加となっている。

10 基金の年度末現在高

基金の年度末現在高は一六九、七二二百万円で、前年度末に比べて四、四五七百万円、二・六％の減少となっている。

基金の種類別では、「財政調整基金」は七一、二二五百万円で、前年度末に比べて三、八三七百万円、五・一％の減少となっている。

「減債基金」は三七、二八三百万円で、前年度末に比べて一、八七三百万円、四・八％の減少となっている。

また、「その他特定目的基金」は六一、二〇四百万円で、前年度末に比べて一、二五三百万円、二・一％の増加となっている。

11 まとめ

徳島県の市町村財政は、財政の弾力性の度合いを表す経常収支比率の割合が全国平均より低いものの、昨年度より上がっており、公債費の負担割合である実質公債費比率については全国平均より高い数値である。様々な要因が考えられるが、両者とも地方交付税の減少が大きな要因である。地方交付税交付額が減少しているのだから、仕方ないと感じてしまいそうになるが、もう一度考えてみてほしい。仕方ないと考える

こと自体が地方の市町村財政は国の財源に頼り切ってしまうことである。そもそもは税収ですべてをまかなうことが大前提であり、住民税などの地方税をむやみやたらに上げることは得策でないことから、単純に住民を増やして、税収を増加させていく必要がある。しかし、少子高齢化の影響で本県では人口増に転じる市町村はほとんどない。逆に人口は減少する一方である。この状況を打開するため、地方創生や市町村独自の取り組みを行い、町の魅力を向上させて、住民を増やしていく必要があるが、先ほど述べたとおり経常収支比率の上昇によって、経常的な支出がほとんどで、自由に使える予算が少ないのが現状である。税収を増やす取り組みを進めるとともに予算の見直しも重要である。総務省による一般単独予算の「見える化」の取り組みにより、他の市町村の単独予算の使い道を明らかにする取り組みが進められている。また、財政状況資料集などを活用し、類似団体比較が可能になったので同水準の団体で財政的に豊かな自治体と自分の自治体と比較して、どの分野に予算を使っているのか分析することが出来る。予算が限られている中、選択と集中により効果的な行政運営を行い、その町ならではの魅力あるまちづくりを進めていくために一層の努力と工夫が強く求められる。

地方創生関係交付金について

地方創生推進課主事（地方創生担当） 片山 大輔

はじめに

現在の日本において人口減少・少子高齢化が急速に進行し、東京圏への一極集中の傾向が継続している現状において、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持することを目的に国・地方において「地方創生」が推進されている。

国においては、平成二十六年に「まち・ひと・しごと創生本部」を設置し、同年十二月には「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定も行われ、これを受け、全国四十七都道府県及び一、七三七市区町村が、平成二十七年途中で地方版総合戦略を策定済みである。国においては、地方版総合戦略を安定的、継続的に推進できるように、地方創生版三本の矢として「情報支援」「人材支援」「財政支援」を行っている。この中で「財政支援」として平成二十六年「地方創生先行型交付金」から始まり、「地方創生推進交付金」「地方創生拠点整備交付金」が平成二十八年度から現在まで地方への財政支援として講じられてきている。

また、「第二期まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、地方版総合戦略を強力に推進するため、Society5.0を推進するための全国的なモデルとなり得る事業に対する支援の枠組みを新設するとともに、地方創生を推進する上で特に効果の高い施設整備に対する複数年度にわたる事業実施の円滑化や、企業版ふるさと納税との

連携等、地方において交付金の活用がし易いように見直しが行われている。

本稿では、地方創生版三本の矢である「財政支援」の「地方創生推進交付金」および「地方創生拠点整備交付金」について説明する。

制度概要

○地方創生推進交付金

I 基本的な考え方

地方創生推進交付金は、地方版総合戦略に位置づけられた、地方公共団体の自主的・主体的な取組みで、先導的なものを支援することを目的としている。

支援対象である先導的な事業は次の三タイプとする。

- ・先駆タイプ：官民協同、地域間連携、政策間連携等の先駆的要素が含まれる事業
- ・横展開タイプ：先駆的・優良事例の横展開を図る事業
- ・Society5.0タイプ：地方創生の観点から取り組む、未来技術を活用した新たな社会システムづくりの全国的なモデルとなる事業

II 予算額、補助率

- 一、〇〇〇億円（事業費ベース）、〇〇〇億円
- 二、補助率 一／二

III 交付上限額、申請上限数

・都道府県 先駆三・〇億円 横展開一・〇億円

原則九事業（うち広域連携三事業）

・中枢中核都市 先駆二・五億円 横展開〇・八五億円

原則七事業（うち広域連携二事業）

・市町村 先駆二・〇億円 横展開〇・七億円
原則五事業（うち広域連携一事業）

※ SoSes.Oタイプ 三・〇億円（申請可能事業数を超える申請も可能）

○ 地方創生拠点整備交付金

I 基本的な考え方

拠点整備交付金は、地方公共団体が進めている地方版総合戦略に基づく自主的・主体的な地域拠点づくりなどの事業について、地方の事情を尊重しながら、未来に向かってチャレンジする地方の拠点を整備するという喫緊の課題に対応することを目的として創設されたものであり、地方創生の充実・強化を目指している。そのため、本交付金での支援については、地方創生推進交付金の採択事業もしくは申請予定事業等をはじめとして、地方創生の推進に資する緊急性の高い施設整備等を対象とする。

また、本交付金による施設整備等は、単なる「ハコモノ行政」ではなく、地方版総合戦略に基づく取り組みとして地方創生の推進に資する先導的なものでなければならぬ。このため、

当該施設については、運営戦略や事業計画に基づき、利活用方策が明確にされ、それにより十分な地方創生への波及効果の発現を期待できるものを対象とする。その際、関連するソフト事業と連携することなどにより、そうした効果の発現を高めることが望ましい。

また、主な対象施設として以下の項目があげられている。

- ・地域資源を効果的に活用し、ローカルイノベーションを起こすことにより、観光や農林水産業の先駆的な進行に資する施設
- ・地方への人の流れを飛躍的に加速し、地方への移住や起業等に確実につながる施設
- ・地域における多様な働き方を先駆的に実現し、女性や高齢者の就業を効果的に促進するための施設
- ・地域での魅力的なまちづくりを実現し、交流人口の拡大や地域の消費拡大に結びつく施設

II 予算額、補助率

六〇〇億円（事業費ベース一、二〇〇億円）
補助率 一／二

III 交付上限額

- ・都道府県 一五億円程度（事業費ベース…三〇億円）
- ・中枢中核都市 一〇億円程度（事業費ベース…二〇億円）

・市町村 五億円程度（事業費ベース…一〇億円）

県内各市町村の取り組み状況

I 各市町村の地方創生推進交付金事業一覧（令和元年度）

県内市町村における、地方創生推進交付金の申請状況を図1に示す。県内二十四すべての市町村において地方創生推進交付金の活用を行っている。とりわけ、徳島市、鳴門市、小松島市、吉野川市、美馬市、三好市、上勝町、那賀町、牟岐町、松茂町、上板町においては、県との広域連携事業だけでなく、各市町独自の事業を実施している。

II 各市町村の地方創生拠点整備交付金事業一覧（令和元年度）

県内市町における、地方創生拠点整備交付金の申請状況を図2に示す。県内市町村における、地方創生拠点整備交付金の活用を行った市町村は、美馬市、藍住町、板野町の三市町となっている。

III 藍住町の取り組み紹介

ここでは、派遣元である藍住町が令和元年度に実施した地方創生拠点整備交付金等について紹介する。

図1 地方創生推進交付金の申請状況

	事業名	事業実施団体
1	とくしま新未来産業のブランド創出とグローバル展開	徳島県、徳島市、藍住町
2	四国のゲートウェイを起点とした「おどる宝島 とくしま観光・文化プログラム」発信戦略	徳島県、徳島市、鳴門市、小松島市、美馬市、三好市、海陽町、つるぎ町、東みよし町
3	徳島東部地域における DMO 推進	徳島市、鳴門市、小松島市、吉野川市、阿波市、勝浦町、上勝町、佐那河内村、石井町、神山町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町
4	労働力人口確保（地方の人手不足解消）に関する計画	徳島市
5	ASA トライアングル（南あわじ・鳴門・東かがわ）を結ぶ、サイクリングツーリズム推進事業	鳴門市（南あわじ市、東かがわ市）
6	もうかる農林水産業の実現に向けた「とくしまブランド」戦略	徳島県、小松島市、阿波市、那賀町、松茂町、北島町、藍住町、板野町
7	「こまっしまに住みたい」応援事業	小松島市
8	地域における人材確保力の強化推進事業	小松島市
9	とくしま「スポーツ・レガシー」創造戦略	徳島県、阿南市、美波町、牟岐町、海陽町、那賀町
10	移住・定住の好循環創造事業	吉野川市
11	RESAS の活用による人材育成と UIJ ターン就職促進事業	美馬市
12	美馬市版 DMC 設立による「儲かる」観光地づくり事業	美馬市
13	Jリーグクラブ等との連携による美馬市版 SIB（ソーシャルインパクトボンド）を中心とした健康づくりプロジェクト	美馬市
14	三好市生涯活躍のまちづくり事業	三好市
15	自治体広域連携による「ローカルベンチャー」推進事業	上勝町 (西栗倉町、厚真町、下川町、釜石市、気仙沼市、石巻市、日南市、七尾市、雲南市、南小国町)
16	彩山を活用した産業振興事業	上勝町
17	とくしま回帰促進！県民総活躍推進戦略	徳島県、美波町、神山町、那賀町
18	那賀町ドローン利活用推進事業	那賀町
19	健康経営・リカレントを核とした「人生 100 年時代」への挑戦プロジェクト	徳島県、那賀町
20	「牟岐の魅力発信」活力再生事業	牟岐町
21	中心市街地等魅力向上事業	美波町
22	「オールまつしげ！」によるまちの賑わい創出事業	松茂町
23	「大人の社会塾」を中心とした人材育成による地域活性化事業	上板町 (高畠町、更別村、会津若松市、八丈町、高岡市、小林市、高森町、富田町、越知町、琴浦町)

() 内については、県外の広域連携市町村

図2 地方創生拠点整備交付金の申請状況

	事業名	事業実施団体
1	郡里地域コミュニティー拠点施設整備事業	美馬市
2	藍染め普及支援事業拠点「(仮称) 勝瑞藍工房」の整備	藍住町
3	「(仮称) 道の駅いたの」における地域振興施設整備事業	板野町



染め工房内部

この状況を打開するため、藍染料の製造から藍染め製品の作成までの技術を習得



藍寝床外観

藍住町は町名の由来であり、かつては阿波藍の産地であった伝統に基づき、「藍」を軸とした町の魅力作りと情報発信に取り組んでいるが、未だ「阿波藍の里」としての知名度は向上していない。その要因としては、阿波藍を掲げて、徳島県内市町村が競う中、本町における染織家（染師）や染料「すくも」の製造家（藍師）などの藍産業に携わる事業者が少ないことがあり、藍産業に携わる人材や事業家の育成・底上げが急務である。

させる人材育成拠点として「勝瑞藍工房」を整備し、当施設と地域おこし協力隊制度を併用して藍に携わる人材を輩出し、藍関連産業を復興するとともに「阿波藍の里」として町の魅力をいっそう充実させ、観光や移住交流人口の拡大や地域特産品の創造につなげることを目的とし拠点の整備を行った。

平成三十年から地域おこし協力隊により阿波藍製造復活を目指し葉藍の栽培とすくもづくりと藍染について学び、令和元年には藍の栽培に着手、栽培された葉藍が整備された施設によ



完成したすくも



藍寝床での作業風景

終わりに

て、同年十二月には町内産のすくもの製造も完了しており、令和二年夏頃から製造したすくもを使っての染色を行っていく予定である。

ここまで国の財政支援である「地方創生推進交付金」「地方創生拠点整備交付金」の概要及び県内市町村の交付金活用状況について紹介してきたが、徳島県においても人口減少・少子高齢化、東京圏への一極集中が深刻化する中、「とくしま人口ビジョン（二〇二〇年策定版）」で描いた将来展望の実現に向け、人口減少の克服と持続可能な地域作りに向けた計画として「vs東京『とくしま回帰』総合戦略」未知の世界への挑戦」を策定し、地方創生に向けた様々な施策を展開していく予定である。各市町村においても、二〇二〇年度から次期総合戦略によって様々な施策に取り組んでいくことと思われるが、国の「情報支援」「人材支援」「財政支援」の三本の矢を活用し、各自治体の強みをさらに伸ばし、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある地域を実現できるように地方創生に向け取り組んでいきたい。

にし阿波エシカル未来創造大学～にし阿波のエシカル文化を未来へ、そして世界へ～の取り組みについて

西部総合県民局地域創生部主事（にし阿波振興担当） 兼 本 純 治

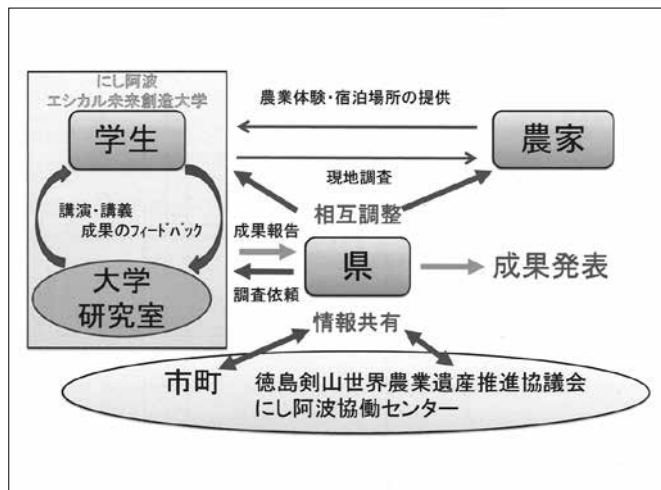
1 はじめに

にし阿波地域では、世界農業遺産にも認定された「傾斜地農耕システム」により、山の斜面を崩さず、環境に適応しながら農作物を生産し、作ったものは地域で消費するという生産・消費形態が、SDGsが採択されるより遥かに前から連綿と営まれており、自然に寄り添って生きる昔ながらの暮らしは「エシカル」の視点で大変価値あるものであり、全ての人々が貧困から脱し、継続的に発展し続ける未来を人類が指向するにあたって、その道を照らす灯火となり得るものである。

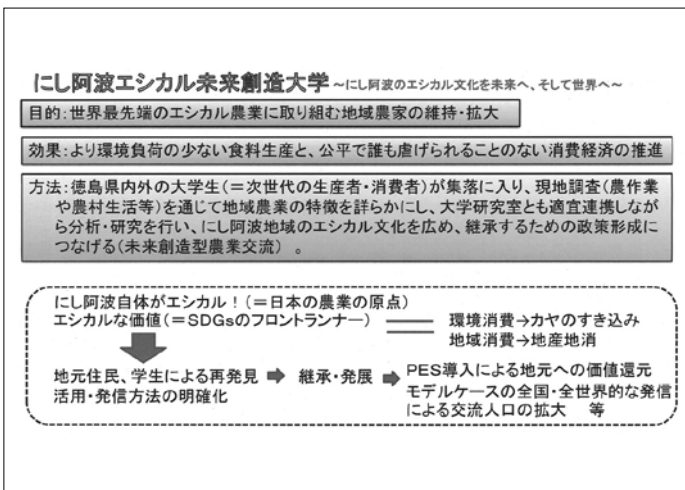
2 研究の背景及び目的

にし阿波においては現在、場所によっては斜度四〇度にもなる急傾斜地で、段々畑のような水平面を形成せずに傾斜地のまま農耕し、風雨などで起こる土の流出を草地で採取した敷き草（カヤ）を畑にすき込むことで最小限に抑え、そば等の雑穀や伝統野菜に山菜、果樹など少量多品目を組み合わせる複合経営により、山間地の環境に適応した持続的な農耕システムを維持継続していく必要がある。

今回、調査研究により地域の生活が有する価値を洗い出すとともに、それら価値を効果的に発信しながら地域活性化に活用する方法を明確にし、地域において持続可能な農業に取り組む農家の維持・拡大に向けた政策形成につなげる。



調査研究推進体制概念図



調査研究概念図

3 調査研究の課題・方針

高齢化・人口減少等を背景とした農業の後継者不足という全国的な課題は、本地域にも容赦なく襲いかかってきており、地域の活性化を通じて古来からの生産・消費形態をどうやって未来につないでいくのか、その方策を見いだすことは地域にとって緊急の課題である。

課題解決のため、徳島県内外の学生を対象に「にし阿波エシカル未来創造大学」を開催した。また、地域農業に係る現地調査を行い、地域農家への聞き取り調査を行い、地域農業の特徴を詳らかにする。

4 調査研究の実施方法

①にし阿波傾斜地農業の農家を訪問調査

傾斜地農耕システムが現在まで継承されてきた理由を、外部者の視点から明らかにしつつ、そこに内在する潜在的な価値について探るため、京都大学と委託契約を締結し、現地調査は、大学院農学研究科 助教 大石 和男氏及び修士課程 岩男望氏が行った。九月〜十二月の間で、二市二町の七地域において、農家を訪問し聞き取り調査実施する。以下の文書については、両名から提出された研究成果報告書の抜粋である。

②にし阿波エシカル未来創造大学(十二月一日開催)

徳島県農業大学の学生や地元の高校生等の県内外の学生を対象に、「にし阿波エシカル未来創造大学」を開催した。京都大学大学院農学研究科 大石和男 助教による講演の後には、

地元農家も交え、地域農業のおもしろさについて語るとともに、エシカルの視点から「傾斜地農耕システム」を、次世代に継承するための方策を探る意見交換会を開催した。



大石先生による講演会風景



意見交換会風景

5 研究結果

①調査対象

美馬市(刈名集落…二名)、三好市(上名集落…一名、東祖谷地域…四名)、つるぎ町(剪宇集落…一名、猿飼集落…一名)、東みよし町(八ツ法市集落…四名、加茂山地域…二名)の七地域農家十五名において調査を実施した。

②調査結果

農作物について…雑穀

聞き取り対象者のほぼ全員が雑穀を栽培していた。品種はアワ、コキビ、タカキビ、ヒエ、ヤツマタの五種類である。

食べ方としては、米に混ぜるか、モチにすることが多かった。

米の栽培が困難な地域であるため、雑穀は米の代わりの主食または主食を支えるものという位置づけで、必ずしも肯定的なとらえ方がされ

ていたわけではなかった。

また、東祖谷では雑穀の生産が一度ほぼ途切れたが、世界農業遺産認定を前に固有種がなくなってしまうことに危機感を抱いた人々によって祖谷雑穀生産組合が三年前に組織され、現在は種の保存を目的とした栽培が行われている。

そして祖谷雑穀生産組合に限らず、現在も個々の農家が在来種の栽培を続けており、種の保存の役割を担っている。

また、雑穀の栽培について特徴的であったのが、焼畑の存在である。

家に近い畑では換金作物や主食となる麦等が優先して栽培され、離れた焼畑で雑穀が栽培されていた。ソバ、豆類も焼畑で栽培された。聞き取り対象では、東祖谷で焼畑が行われており、雑穀を栽培した後は数年でミツマタ栽培に移行、その後造林という流れが一般的であった。焼畑を行わない地域では、昔から通常の畑で栽培していた。

米を買うことができるようになったこと、他の作物に専念するようになったことなどから、昭和四十〜五十年頃を境に焼畑は行われなくなっていた。

また、ソバについては、栽培期間が短いため(八月〜十、十一月) お金になるのが早いと評価されていた。かつては物々交換の手段としても使われた。現在も栽培している農家は、ソバに出荷するほか、地域のイベントで使う等、昔とは異なる形で消費している。

農作物について…葉タバコ

阿波葉は在来種で、約四百年前の江戸時代初

期に栽培が始まり、県西部の山間部に広まった。

「藩政時代、阿波の物産について、野に藍海に塩に対して、山にタバコと紙と言われ、三好・美馬は昔から、タバコ作をもって生活を支えて来たという。」(『阿波池田タバコ史』p.11)

山間部では阿波葉の他には換金作物がなかったこともあり、最盛期にはほぼすべての農家が栽培していた。

生計を支える作物であったため、当時は阿波葉を畑の大部分で、しかも条件のよい場所優先的に栽培し、残りの畑で他のものを作るといふ、阿波葉中心の農業形態となっていた。

葉タバコは専売制であり、地域の代表(総代)を通じた栽培方法の指導も行われたが、個人の技術や土地の条件も大きく影響し、収穫した葉の等級の違い、ひいては収入の違いにつながっていた。

昭和四十〜五十年には阿波葉から黄色種への転換が起こった。

「池田出張所管内で黄色種が作られはじめたのは昭和二五年(専売公社池田出張所調)のことである。・五五年になると収益の有利性が認められて三好町を中心に・栽培が盛んとなり、阿波葉衰退の平成時代でも黄色種は三好郡煙草全作付面積中、四二パーセントを占め、命脈を保っている。」(『阿波池田タバコ史』p.三〇六)

買い取り価格が高いために阿波葉から転換した農家もいたが、そのためには乾燥設備を新たに導入する必要があった。そのため、機械を導入してきた家のみが阿波葉から黄色種への転換を行った。葉タバコの栽培を終えた現在は、乾燥

機は他の用途に使われている。

刻みタバコが次第に紙巻きタバコに押されていったことや、専売公社の民営化(昭和六十年)によって、この地域での葉タバコ栽培は衰退していった。その結果、葉タバコを中心とした農業のありかたが変わり、農業を辞めて働きに出る人も増え始めた。

「(三好郡の三〇〜五一年の)総人口の減少に比べ煙草耕作者数の減少はこれをはるかに上回り壊滅的である。」(前掲p.三二五)

聞き取り対象者も、そのほとんどが昭和五十〜六十年代に葉タバコの栽培をやめている。ただし一部の者は平成に入ってから栽培を続け、平成十六年まで継続していた。

葉タバコの衰退に対応し、野菜へと作目を転換したことにより農業を続けることに成功したと言えるのが、加茂山地域である。転換時に生産組合が組織され、特徴的な傘型ハウスでのトマト等の栽培が現在も続けられている。

傾斜地における農耕のシステムについて…
カヤの利用

乾燥したカヤを細かく刻んで畑にすき込む方法が昔から行われてきた。現在も多くの農家が効果を実感しており、その方法を継続している。また、すき込むこと以外のカヤの利用方法として、阿波葉等の栽培では、収穫時に何度も通る通路(畝間)にカヤを敷く(踏みつけた結果秋には肥料になる)やり方が家によってはとられていた。畝間にカヤを敷くその習慣は今も残っている。

カヤのすき込みは、かつては堆肥を作り畑に入れるやり方が一般的だったが、現在はそのま

ま短く切ってすき込んだり、長いままで畑に入れたり、畝間に置く使い方だけになったりしている。また、高齢化にもなってカヤの利用が負担に感じられるようになってきている場合もある。

農作物について…主食、ミツマタ(三極)、茶、コンニャク、トマト、キャベツ・白菜、種取り用の野菜(カブ)、薬草

傾斜地における農耕のシステムについて…畑の使い方、肥料・農薬、道具・機械、手間替え、食生活について…食品加工、保存食・伝統食、食品の入手手段

その他の生業の変化について…林業、牛の飼育、出稼ぎ(副業)・農外就労

などの調査科目についても雑穀と同様に農家の聞き取り調査を実施した。

③調査結果の考察

これまで述べてきたように、「にし阿波傾斜地農耕システム」の現在の状況は、古い時代からの伝統的なやり方がそっくりそのまま維持されてきたのではなく、戦後日本の激しい時代変化を背景にしながら、地元住民による生計を維持するための取り組みの積み重ねによって出来上がってきたことが明らかとなった。とりわけ昭和中期までの葉タバコ栽培は、この地域の農業経営にとって大きな地位を占めており、そこでの肥料多投型の農法や中央集権的な販売管理体制は、伝統的かつ自律的な地域農業の姿とは異質な形態であった点は重要である。そしてこの葉タバコ栽培が専売公社の民営化によって退行することで、結果的に現在のスタイルが生ま

れることになった。

したがって、やや無遠慮な表現を許してもらえば、この地域の農耕システムは、「残そうとして残してきた」というよりも、「たまたま（このような形で）残った」という側面が強い。ただしこのことは、決して否定的に捉えられるべきではないと本研究では考える。

聞き取りを行ったある人物から「この場所は世界農業遺産なのか？」と逆に尋ねられたことに示されているように、地元住民の世界農業遺産に対する理解度や熱意には、人によって温度差があることも確かである。自分達の農業スタイルをありふれたものとして捉えてしまうことで、そこに特別な意義があることに気付いていない人々も少なからず存在するようである。

これに対して、にし阿波に大いなる価値と可能性を見いだしているのはむしろ地域外の者である。たとえばFAOで世界農業遺産の審査に携わっているあん・まくどなるど氏は、徳島での講演において、「にし阿波傾斜地農耕システム」について「一流の農業遺産」「非常に貴重な農法システム」であると褒め称えている（二〇一八年五月十二日）。彼女はその理由をはっきりとは明言していないものの、講演で登場した「環境保全型農業」や「生物多様性」といったキーワードから伺えることは、にし阿波で実践されている農法が、持続性、物質循環、生態系、環境負荷といった点で、世界レベルの高い意義をもっているという事実である。これを本研究の関心に沿って表現するならば、エシカル性の高い生業・生活体系が保全されていると言

い換えることもできよう。たとえばコエグロの利用を中心に据えた栽培体系は低投入・資源循環型農法のお手本と言って良く、後世に残すべき価値を高く認めることができる。にし阿波では、葉タバコ栽培の退場によって結果的に環境保全型の農耕システムが形成され（残され）、その結果として現在、エシカルな未来社会を先導する可能性を手にしつつあるのである。

したがって今後に必要なことは、まずにし阿波の農耕システムに内在するエシカル的要素をコエグロ以外の事例についても詳細に解明していくことであり、次にこれらがにし阿波を超えてグローバルな価値を持つという事実を理解してもらうことである。この二点をうまく噛み合わせることによって、現行の農耕システムを積極的に維持しようとする機運を住民の間に生み出し、外部からのサポート活動呼び込む力へと繋がっていくものと思われる。にし阿波傾斜地農耕システムを「守る」という姿勢ではなく、「価値を掘り起こす」「価値に気づく」「価値をシェアする」という姿勢こそが重要となる。

【文献】阿波池田たばこ史編集委員会（編）『阿波池田たばこ史』池田町教育委員会、一九九二年
【文献】にし阿波傾斜地農耕システムの次世代継承の方策について探る―伝統的農法の存続過程に探る潜在的価値―京都大学大学院農学研究科 助教 大石和男 修士課程 岩男望から②
調査結果（p.四、五、七、八、九、一一、一二）
③調査結果の考察（p.二五）については抜粋

6 終わりに

にし阿波地域の傾斜地農耕システムは、持続性、物質循環、生態系、環境負荷といった点で、エシカル的な価値のある農業及び生活が現代まで継承されてきた。今回の調査研究では、地域住民の傾斜地農耕システムのエシカル的な価値やそれらへの理解が十分進んでいないということがわかった。

今後は、にし阿波の傾斜地農耕システムに内在するエシカル的要素を詳細に解明していき、次にこれらが世界的な価値を持つという事実を地域住民に理解してもらうことが必要である。

また、世界農業遺産の審査に携わっているあん・まくどなるど氏や県内外の学生もこの地域のエシカル的な価値に気づいていた。外部者からの視点は、エシカル的な価値と可能性を見いだすことにつながる。

この両者をうまく組み合わせ、現行の農耕システムを積極的に維持しようとする機運を住民の間に生み出したい。西部総合県民局としては、両者が交流する意見交換会等のイベントを開催し、地域住民の傾斜地農耕システムのエシカル的な価値への理解を進めるとともに、外部からのサポートを組み合わせ、持続可能な農業に取り組む農家の維持・拡大に向けた政策形成につなげていきたい。加えて、今年度は傾斜地農耕システムが現在まで残ってきた歴史的背景を調査したが、今後は、現在まで残ってきた経緯を踏まえ、後世に継承するための方策を探っていく。

- (4) 徳島県公立小中学校「学校業務支援システム」構築事業助成
県と市町村が協力して行う徳島県公立小中学校「学校業務支援システム」の構築に係る経費に対して助成しました。

● 助成額：42,382,000円

4. 市町村の振興に関する情報提供事業

- (1) 各種発行冊子
阿波の自治、市町村要覧、市町村財政概要、市町村税務統計書を発行し、各関係機関へ配布しました。
- (2) ホームページの公開
当協会の事業概要及び予算、決算等最新情報をホームページで公開しました。
- (3) 広報宣伝事業の実施
サマージャンボ宝くじ及びハロウィンジャンボ宝くじの売上増強を図るため、発売期間に合わせて、公共交通機関へのポスター掲示、ノベルティの製作・配布等、広報宣伝事業を実施しました。
また、平成30年10月24日から宝くじ公式サイトにおいて開始された宝くじのインターネット販売について、周知を行いました。

こちらで紹介している内容は概要となっておりますので、貸付実績や助成金等の詳細については、ホームページの事業報告書をご覧ください。

ホームページアドレス <https://tokushima-shinkou.ict-tokushima.jp/>

令和2年度市町村振興宝くじの発売案内

サマージャンボ宝くじ

1等・前後賞合わせて **7億円**

(1等5億円、前後賞各1億円)

サマージャンボミニ

1等 **1千万円**

発売期間

7月14日(火)～8月14日(金)まで

サマージャンボ宝くじ、ハロウィンジャンボ宝くじの収益金は、徳島県内の販売実績等に応じて交付され、市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

ハロウィンジャンボ宝くじ

ハロウィンジャンボミニ

発売期間

9月23日(水)～10月20日(火)まで

宝くじは、**徳島県内の宝くじ売り場**でお買い求めくださいますようお願いいたします。



当協会は、徳島県内の市町村の健全な発展を図るために、市町村振興宝くじの収益金等を活用し、市町村の財政支援のための貸付事業等市町村を支援する各種事業を行っております。令和元年度に実施した事業の概要を下記でご紹介します。

1. 市町村に対する資金貸付事業

市町村が行う災害対策事業や緊急に整備を必要とする施設等整備事業に対し、貸付を実施しました。

- 貸付日：令和元年5月24日
- 貸付団体及び件数：9団体67事業
- 貸付総額：1,602,000,000円

2. 市町村振興宝くじ交付金交付事業

徳島県から交付されたハロウィンジャンボ宝くじ収益金交付金を市町村に交付しました。交付された収益金は、高齢化・少子化対応をはじめ、芸術・文化の振興、災害対策、地域経済の活性化、環境保全など総務省令で定める事業に活用されています。

- 交付総額：121,361,000円
- 交付基準：均等割50%、人口割50%

3. 市町村振興事業助成

市町村に対し、下記の事業に対して助成しました。

(1) とくしま創生推進事業助成

市町村が行う地方版総合戦略の実現に資する各種事業及び行財政課題対応並びに災害時の備蓄物資購入経費等に対して助成しました。

- 助成額：70,166,000円

(2) とくしま創生連携事業助成

市町村が連携して行う人口減少対策等地方創生に資する事業に対して助成しました。

- 助成額：10,600,000円

(3) 市町村職員等研修受講助成

市町村アカデミー、国際文化アカデミー、建設研修センター、下水道事業団において研修を受けた市町村職員等の研修経費等に対して助成しました。

- 助成額：1,634,801円

こちら編集部

はじめに、新型コロナ禍において、感染リスクの中、日夜、ご尽力くださっている医療・介護・福祉従事者や危機管理担当者などエッセンシャルワーカーの皆様をはじめ、私たちの生活を支えてくださっている全ての方々に対しまして、心から敬意を表するとともに、深く感謝申し上げます。いつも本当にありがとうございます！

さて、新型コロナで、「ステイホーム」が余儀なくされる中、読書の時間が増えたので、本棚を整理している時に、学生時代に夢中で読んだ傑作小説―アレクサンドル・デュマの「モンテ・クリスト伯」を偶然見つけました。この名作のテーマは、末尾の名言『待て、しかして希望せよ！』であり、それは、「どんな困難や逆境にあっても、諦めず希望をもって努力を続けなさい。きっと明るい未来が待っているよ！」という意味だろうと思います。

現在、新型コロナを取り巻く環境は、依然として厳しい状況ですが、私たちは、一日も早い終息を祈り、世界の人々と共に手を携えて一致団結して、希望を持って、この難局を断じて乗り越えて、「ビルド・バック・ベター（創造的復興）」を必ずや成し遂げて参りましょう！

F

新型コロナウイルスの影響で、春先から外出を必要最低限に控えています。生活ができる程度の買い物は近所で済ませられるし、ネットで注文しておけば欲しいものは家に届けてもらえ、外出できなくても、そこまで不自由に感じないのが不思議です。この先どうなってゆくのか不安ですが、今後、治療薬やワクチンの開発が進み、コロナにおびえることなく、ウイルスと上手に共存できる社会が来ることを願います。

緊急事態宣言の発令により営業自粛となっていた宝くじ売り場も、宣言の解除を受けて順次営業再開されたようではとっています。今年のサマージャンボ宝くじは1等前後賞合わせて7億円、サマージャンボミニは1等1千万円です。宝くじ公式サイトでは、6月14日(日)から7月13日(月)までサマージャンボ宝くじの予約購入もでき、宝くじポイントやお得なキャンペーンもあるので、詳しくは公式サイトをチェックしてみてくださいね。

N

阿波の自治より募集のお知らせ

写真

あなたの自慢の写真を『阿波の自治』に掲載します。徳島県内の景勝、史跡等、徳島に関するものならテーマは問いません。

情報

『阿波の自治』の読者の皆さんに紹介したい情報はありますか？あなたのとっておきのニュースをお待ちしております。

原稿

まちおこしや、むらおこしに関するあなたの体験を手記や論文にまとめてみませんか？

ご意見

「こんな特集を組んで欲しい！」「こんな情報を知りたい！」「こんな記事にもの申す！」など『阿波の自治』へのご意見、ご要望もお寄せください。

詳しくは編集部までお問い合わせください。

阿波の自治 vol.96

令和2年6月発行

編集・発行 (公財) 徳島県市町村振興協会
〒770-0847 徳島市幸町3丁目55番地 自治会館内 4階
TEL (088) 652-1721 FAX (088) 655-0128

編集担当 E-mail: shinkoukyokai@comet.ocn.ne.jp

印刷 グランド印刷株式会社

宝くじ公式サイトで宝くじを 購入できるようになりました!

お得な特典、便利なサービスいろいろ! 宝くじ公式サイト会員登録ステップ

宝くじ
公式サイトは
こちらから

STEP 1 「宝くじ公式サイト」を検索!メールアドレスの登録(仮登録)

「宝くじ公式サイト」を検索して、
宝くじ公式サイトの新規会員登録ページで
メールアドレスを登録(仮登録)します。



クリック!



STEP 2 会員情報の入力(会員登録)

入力いただいた
メールアドレス宛に、
メールが届きます。



メールに記載
されている
会員登録用の
URLをクリック
します。



画面に従って、
氏名や生年月日
等の情報を入
力いただくと
新規会員登録が
完了します。



宝くじ売り場でポイントをためる/つかうための手続きは以上で完了です。

宝くじ公式サイトでのネット購入をご利用の方は、引き続き次のSTEP 3の手続きをお願いします。

STEP 3 決済情報の入力

ネット購入をご利用される方は、宝くじを購入するための「クレジットカード情報」
および当せん金のお受け取りに利用する「口座情報」をご登録ください。

以上で、カンタン・便利な宝くじの「ネット購入」がご利用いただけるようになります!

クレジットカード情報のご登録にあたり、下記の2点をご確認ください。

- ① 宝くじ公式サイトで利用可能なクレジットカード発行会社か
- ② 本人認証サービス(3Dセキュア)を有効化しているか

クレジットカード発行会社の確認方法、本人認証サービス(3Dセキュア)について
詳しくは https://www.takarakuji-official.jp/special/creditcard_guide/ をご確認ください。

本件に関する
お問い合わせ先

宝くじコールセンター

TEL 0570-01-1192 (ナビダイヤル 有料) TEL 011-330-0777 (有料)

受付時間 10:30~18:30 (土・日・祝日、年末年始を除く)

※電話番号を十分ご確認ください。おかけ間違いのないようお願いいたします。

サマー
ジャンボ
7
億円

1等前後賞合わせて7億円
1等5億円、前後賞各1億円

ミニ
サマー
ジャンボ
1
千万円

1等 1,000万円

当せんの
チャンス
広がる

2つのジャンボ
ラッキージャンボ

この宝くじの収益金は
市町村の明るく
住みよいまちづくりに
使われます。

PCやスマホからも
インターネット購入
できます!



宝くじ公式サイト

<https://www.takarakuji-official.jp/>

7月14日(火)

発売期間 7月14日(火)~8月14日(金) 抽せん日 8月21日(金)

同時
発売

各1枚 300円

公益財団法人 徳島県市町村振興協会

2020年 市町村振興宝くじ

